

第二期函南町スポーツ推進計画 令和6年度～令和10年度



令和6年3月
函南町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画におけるスポーツの定義	3

第2章 函南町のスポーツ施設の現状

1	町内で利用可能なスポーツ施設	4
2	町内体育施設の利用状況	4

第3章 函南町のスポーツに関する現状と課題

1	函南町を取り巻く環境（人口）	5
2	子どもの体力	6
3	スポーツに関する町民アンケート結果からみる現状と分析	10

第4章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	23
2	スポーツ推進計画グランドデザイン	24
3	函南町スポーツ推進計画 体系図	25

第5章 具体的な施策

1	基本方針1 ライフステージに応じたスポーツ活動の充実	
	（1）乳幼児の運動・スポーツの振興	26
	（2）児童・生徒の運動・スポーツの振興	27
	（3）成人期の運動・スポーツの振興	28
	（4）障害のある人の運動・スポーツの振興	28
2	基本方針2 町民が参画する地域スポーツの推進	
	（1）地域スポーツ指導者等のスポーツ活動を支える人材の育成・活用	29
	（2）スポーツ・レクリエーション活動の推進	29
3	基本方針3 競技力向上に向けた人材の育成と環境整備	
	（1）スポーツ施設の整備と充実	30
	（2）町域を超えたスポーツ活動への対応	30
	（3）スポーツにおける好循環の創出	31
4	今後5年間の数値目標（アクションプラン）	32

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化や少子高齢化による人口構造の変化、急速な高度情報化による経済状況の変化など、私たちを取り巻く環境は著しい変化を続けています。こうした中で、「共生社会の実現」「青少年の健全な育成の実現」「健康長寿社会の実現」「地域の活性化」といったスポーツがもたらす効果の要求は一層高まっています。

国では、政府が取り組むSDGs（持続可能な開発目標）に関する8つの優先課題のなかで、目指すべき将来として、「将来にわたって『活力のある地域社会』の実現」を挙げています。多様な人材を活用して、人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域社会をつくることを目標としており、新しい時代におけるスポーツの価値や意義が示されています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、翌年の北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本選手の活躍に日本国民が熱狂し、スポーツへの関心・理解の高まりが見られました。このような機会を捉えて、これからの町のスポーツ推進にあたっていかなければなりません。

一方、児童生徒の体力は、昭和60年代のころと比べ、依然低い水準になっています。スポーツに興味を待たない青年層や、スポーツをする余裕を持たない成年層、体力の低下によりスポーツから遠ざかる高齢者層、スポーツへの参加機会が少ない障害のある人、また新型コロナウイルス感染防止のためにスポーツをする機会を失ってしまった人など、今後スポーツ離れが進んでいくことも懸念されます。さらに、これまでわが国のスポーツの振興を担ってきた学校部活動が、少子化が進む中、従前と同様な体制で運営することが難しくなっており、学校の働き方改革が進むことで、より一層厳しくなる状況です。このような現状や課題を踏まえつつ、生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら、健康づくりに取り組むことができる環境を提供することが、ますます重要になっています。

国では、平成23年6月に「スポーツ基本法」を公布、平成24年に「スポーツ基本計画」、平成29年には「第2期スポーツ基本計画」、令和4年に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツの推進に向けた計画が進められています。

県では、平成30年に基本理念を「スポーツの聖地づくり」とした「静岡県スポーツ推進計画」を改訂しました。その計画期間が満了することを受け、令和3年に基本理念を引き継ぎ、新たな「静岡県スポーツ推進計画」を策定しました。

町では、令和3年度に第六次函南町総合計画後期基本計画の基本目標「環境・健康・交流都市 函南」を策定し、将来の都市像実現のための施策の柱としました。また、平成26年度に策定した「函南町スポーツ推進計画」は、基本理念を「いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも」として、「スポーツのまち函南」を目指し様々な施策を展開してきました。この第二期函南町スポーツ推進計画（以下本計画という）は、これらのビジョ

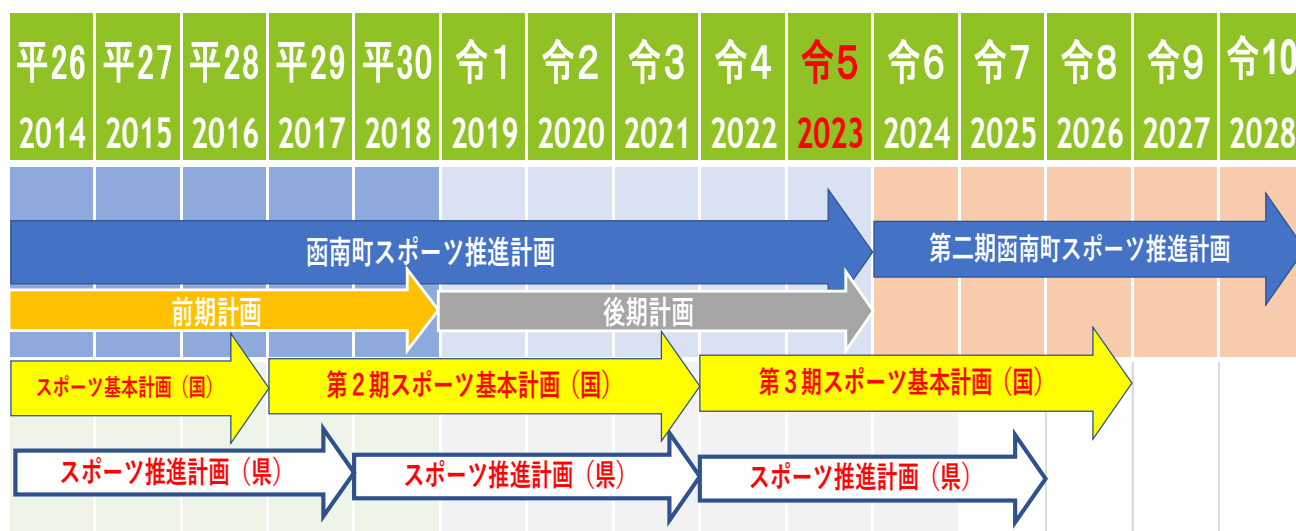
ンを引き継ぎスポーツを通して赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで、全ての町民が生き生きとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かな暮らしを育むことができる新たな生涯スポーツ社会の実現を目指し、町のスポーツ推進の指針となる具体的な施策を示したものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本法」及び「第3期スポーツ基本計画」の趣旨を踏まえ、町が目指す生涯スポーツ社会の実現のための基本的な方向性を定める計画であり、県が策定した「静岡県スポーツ推進計画」を参考に、「第六次函南町総合計画後期基本計画」を踏まえ、当町の実情に合わせて策定するものです。

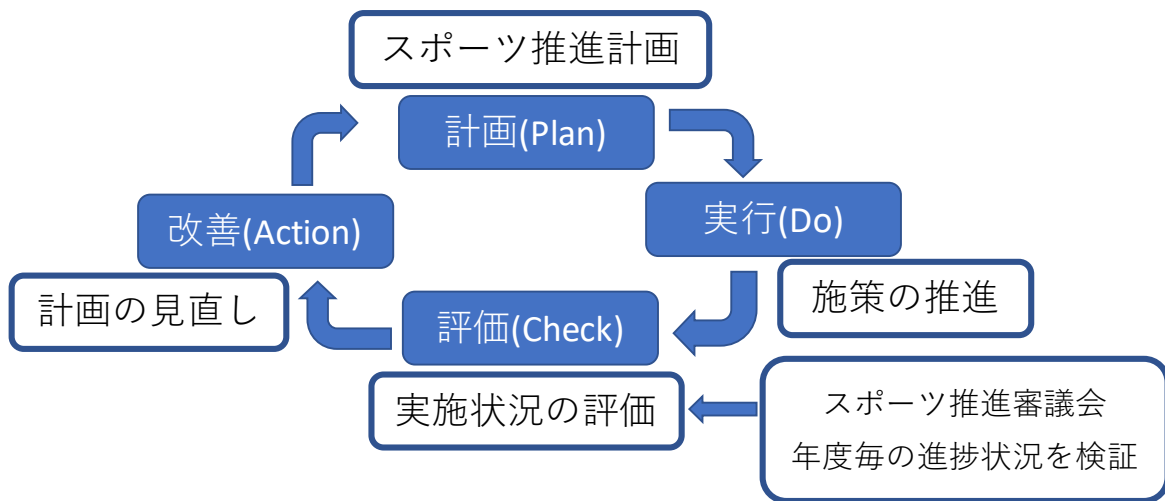
3 計画の期間

本計画は、国・県のスポーツ推進計画期間や、急速な少子高齢化が進むことでスポーツを取り巻く環境が著しく変化すること等を鑑み、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とします。



毎年、スポーツ推進審議会を開催し、進捗状況の確認、評価を行います。適宜、必要に応じて、計画の見直しを行います。

【PDCAサイクルによる評価改善】



4 計画におけるスポーツの定義

スポーツ基本法において、「スポーツ」は、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」とされ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。

本来、「スポーツ」は、「気晴らし」や「気分転換」がそもそもの意味であり、それをする事自体が「喜び」や「楽しさ」をもたらす活動です。本計画内では、競技スポーツやレクリエーションなど、活動のレベルに関わらず、目的を持った身体活動の全てを「スポーツ」として定義します。

また、「する」スポーツ以外に、他者の競技を観戦する「観る」スポーツや、監督・コーチなどの指導者、大会の審判やスタッフなどとして参画する「支える」スポーツも、スポーツ活動の一つとして捉えています。

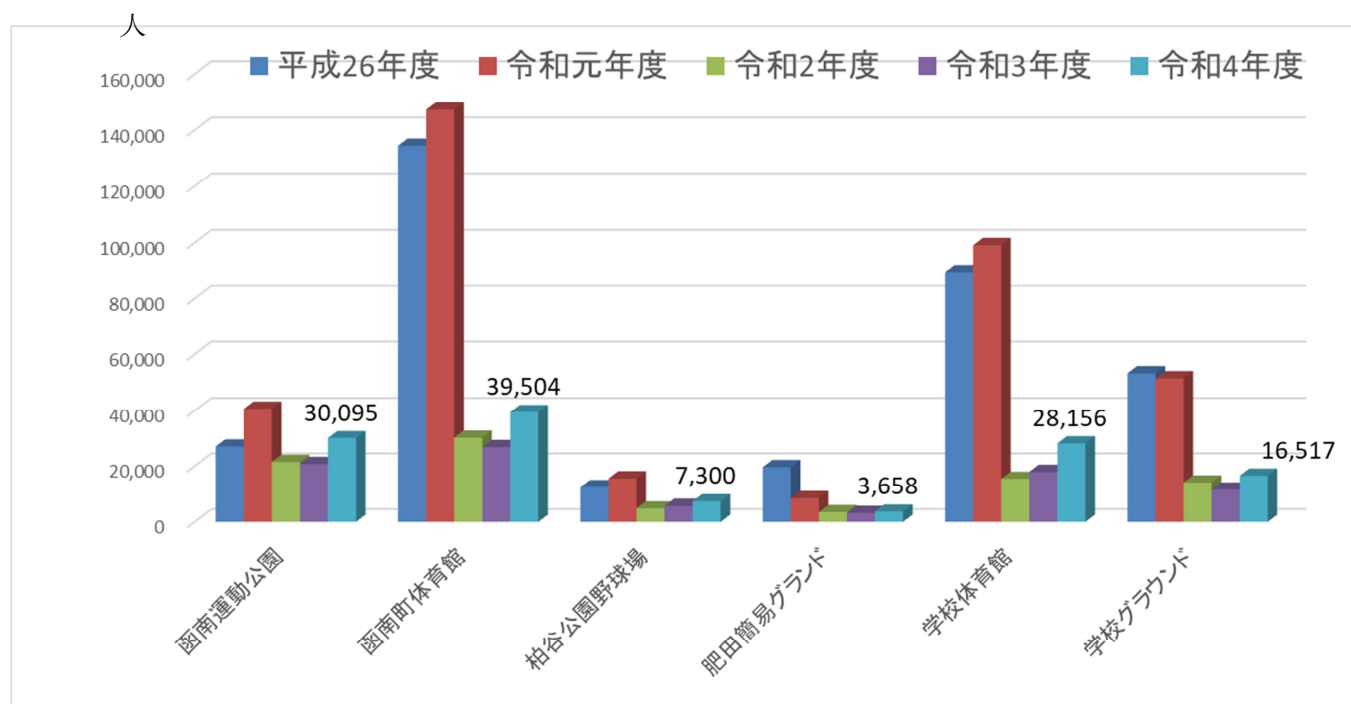
第2章 函南町のスポーツ施設の現状

1 町内で利用可能なスポーツ施設

(令和5年4月1日現在)

	施設名	種 別
1	函南運動公園	多目的運動広場・テニスコート・会議室・芝生広場
2	函南町体育館	フロア・卓球室
3	柏谷公園野球場	野球場
4	肥田簡易グラウンド	グラウンド
5	函南小学校	グラウンド・体育館
6	丹那小学校	グラウンド・体育館
7	桑村小学校	グラウンド・体育館
8	東小学校	グラウンド・体育館
9	西小学校	グラウンド・体育館
10	函南中学校	グラウンド・体育館
11	東中学校	グラウンド・体育館

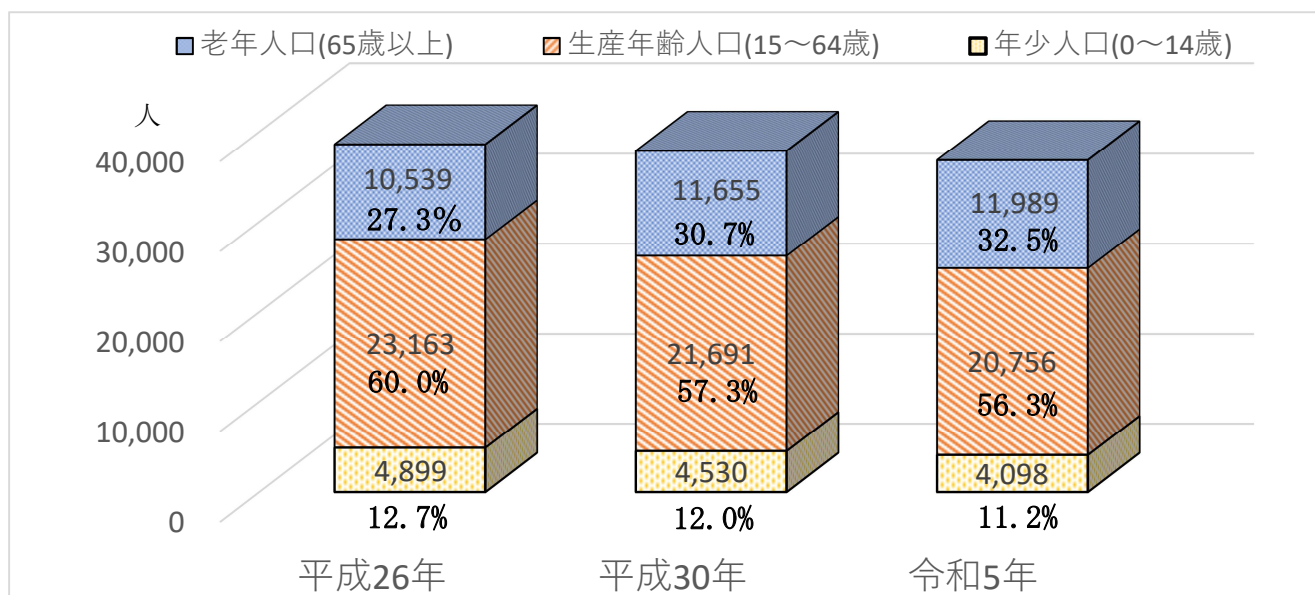
2 町内体育施設の利用状況



第3章 函南町のスポーツに関する現状と課題

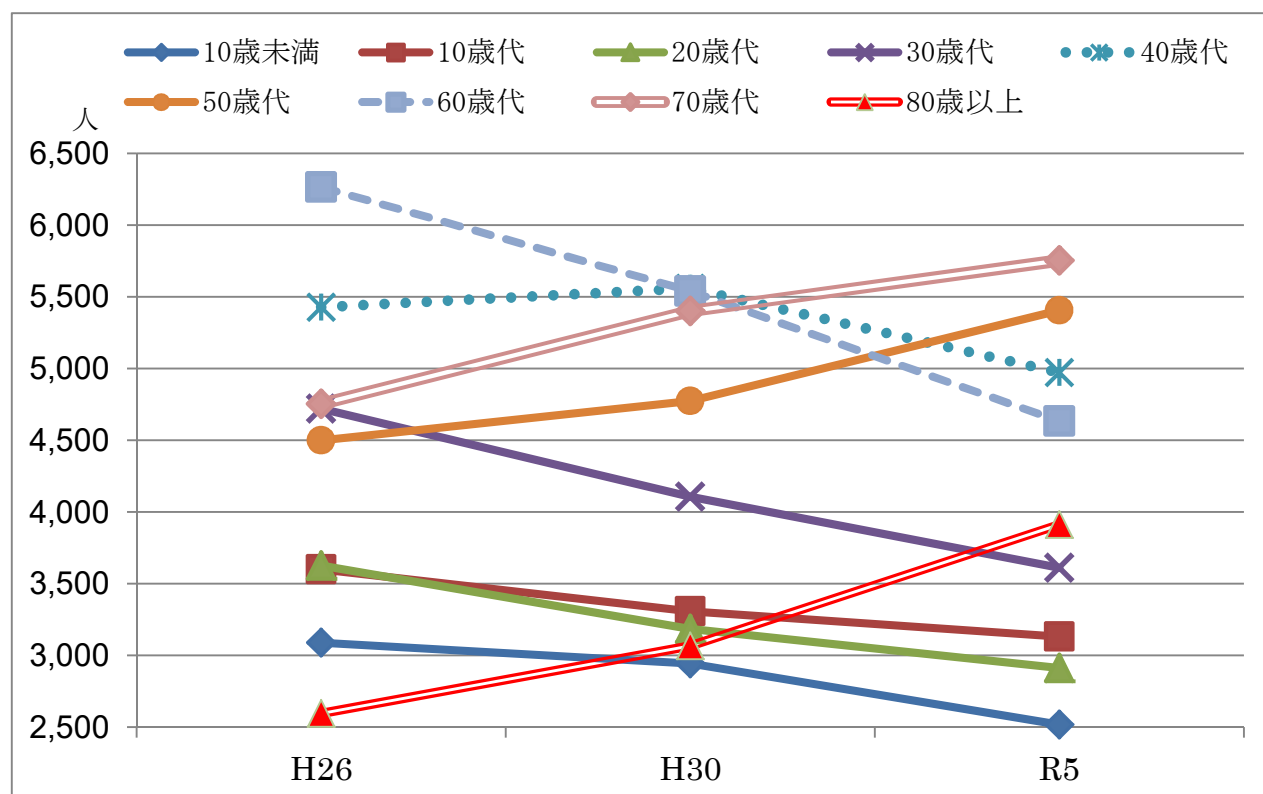
1 函南町を取り巻く環境（人口）

（各年4月末時点）



	H26	H30	R5
総人口(人)	38,601	37,876	36,843
増減(人)		▲ 725	▲ 1,033

町の総人口は、平成26年から毎年減少し続けています。区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少傾向である一方、老年人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。



各年代別の人口の推移を見ると、50 歳代、70 歳代、80 歳以上の人口は増加傾向にあります。現在の 60 歳代の人口が減少傾向にありますが、50 歳代の人口が、数年後には、60 歳代になることから、今後 60 歳代以上の人口が増加すると考えられます。

一方で、若い世代の 10 歳代から 40 歳代は減少傾向にあり、この人口減少が町全体の人口減少につながる事が予想されます。このような傾向から、進学や就職により町から離れた若い世代が町に戻ってくるよう、また、出て行かないようにするために、スポーツ振興をさらに進め、より魅力のある町づくりをする必要があります。

2 子どもの体力

(1) 過去の記録との比較

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、現在の子どもの体力・運動能力は、その親の世代である 30 年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子どもの世代が親の世代を下回っています。一方、身長、体重など子どもの体格について同様に比較すると、逆に子どもの世代が親の世代を上回っています。体格が上回っているにもかかわらず、体力・運動能力が低下している状況です。

全国の比較	男子		女子	
	親の世代	今の子ども	親の世代	今の子ども
身長(cm)	143.2	144.9	145.5	147.1
50m走(秒)	8.8	8.9	9	9.2
ソフトボール投げ(m)	34	26.7	20.5	16.4

＊親の世代は、昭和 60 年度の 11 歳、今の子どもは令和元年度の 11 歳

町の比較		男子		女子	
		平成 29 年度	令和 4 年度	平成 29 年度	令和 4 年度
50m走(秒)	小学 5 年	9.46	8.93	9.49	9.61
	中学 2 年	8.01	7.70	8.48	9.07
ボール投げ(m)	小学 5 年	22.26	19.89	14.74	13.54
	中学 2 年	22.01	20.54	13.44	11.95

＊小学校はソフトボール投げ、中学校はハンドボール投げ

町の平成 29 年度と令和 4 年度の小学 5 年と中学 2 年の記録を比較すると、令和 4 年度は、小学 5 年、中学 2 年男子の 50m 走の記録以外は低くなっており、特に女子の体力低下が著しいことが分かります。

子どもの体力低下の主な原因は、1 つ目に、外遊びやスポーツ活動時間の減少、2 つ目に、手軽な遊び場の減少、3 つ目に、少子化による仲間の減少があげられます。

これらのことから、野外で遊んだり、仲間と一緒に活動したりするなど、スポーツやレクリエーション活動に親しむ機会を確保する必要があります。また、保護者がスポーツの重要性を理解し、日常的に体を動かす機会を増やす意識が持てるよう働き掛ける必要もあります。

(2) 町と静岡県の新体力テストの比較

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

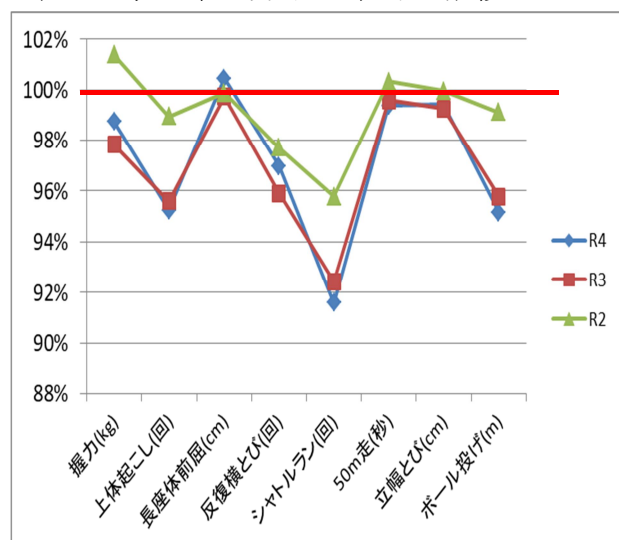
新型コロナウイルス感染症は、学校教育にも大きな影響を及ぼしました。令和2年3月からの学校一斉休校の実施、令和2年度、3年度には、数回に及ぶ緊急事態宣言の発出や蔓延防止等重点措置の適用を受け、学校では運動制限や人数制限、時間制限等の感染拡大防止対策を行う中での活動を強いられてきました。その影響は大きく、子どもたちの体力の低下に拍車をかけました。

イ コロナ禍前後の記録の比較

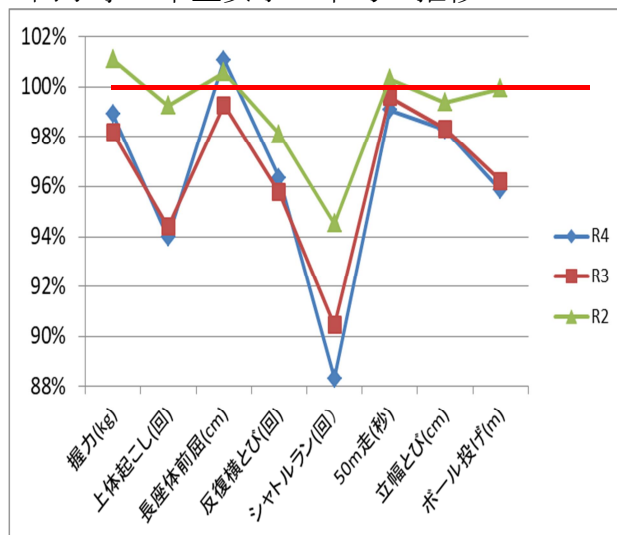
令和元年度の1, 2学期は通常通りの活動ができていたので、スポーツテストの記録には、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていない状況です。その令和元年度の記録を基準として、令和2～4年度の記録を比較することで、新型コロナウイルス感染症の影響を検証しました。

令和元年度の平均を100とした時の各種目の平均の比較

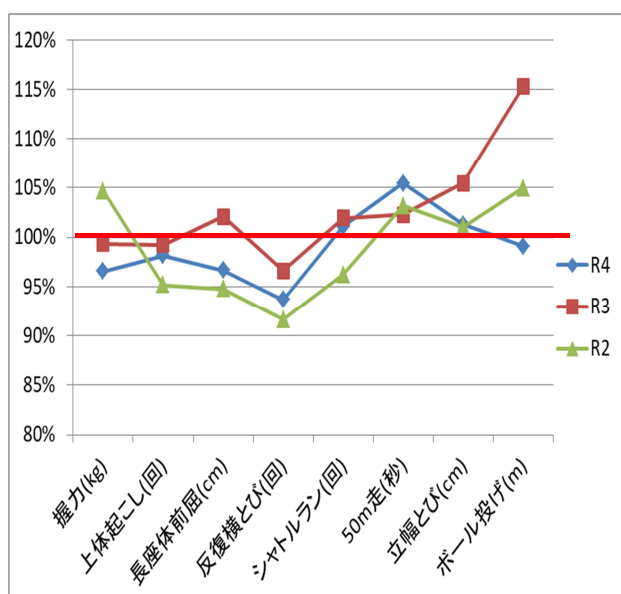
県の小学5年生男子の平均の推移



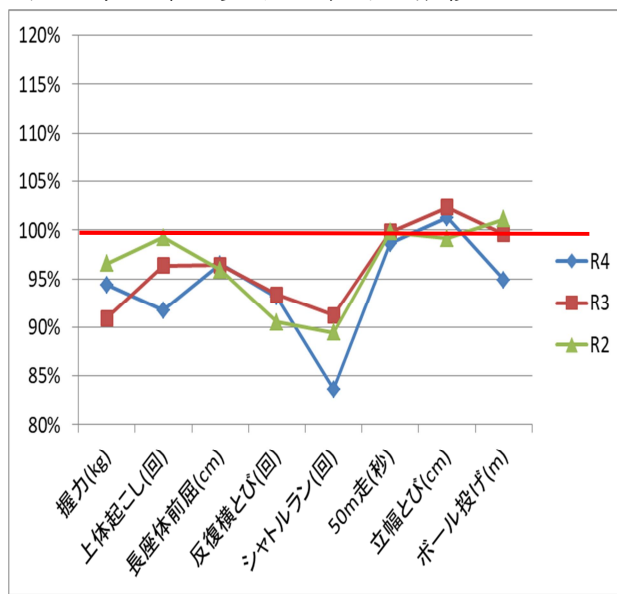
同小学5年生女子の平均の推移



町の小学5年生男子の平均の推移

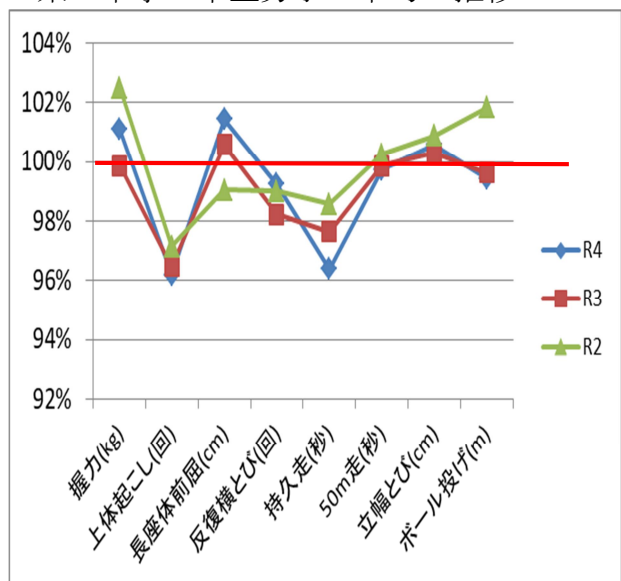


同小学5年生女子の平均の推移

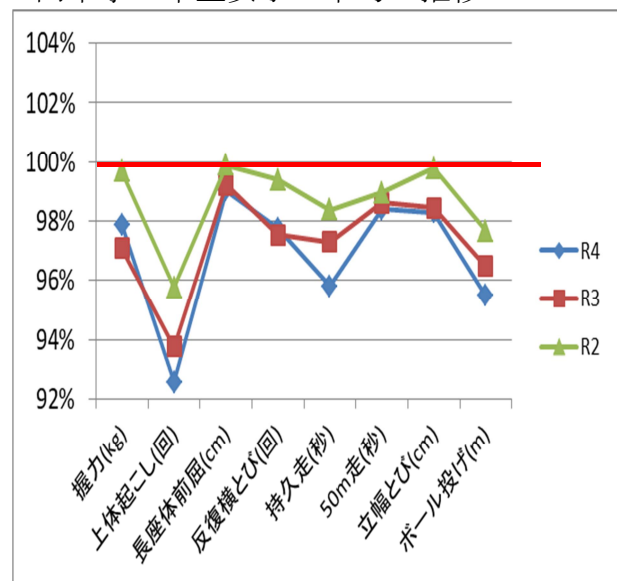


県、町の小学5年生の記録をみると、県の記録には、新型コロナウイルス感染症の影響が年々大きくなっていることが表れていると思われます。町の男子は、令和2年度に記録の低下がみられましたが、令和3年、4年と回復傾向が見られます。一方女子は、県と同様な傾向が見られ年々記録が低下しています。特に体力が必要とされるシャトルランの記録の低下が著しいです。

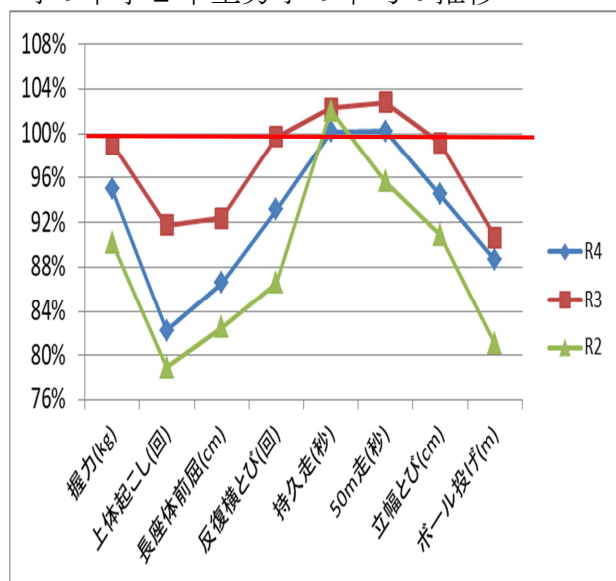
県の中学2年生男子の平均の推移



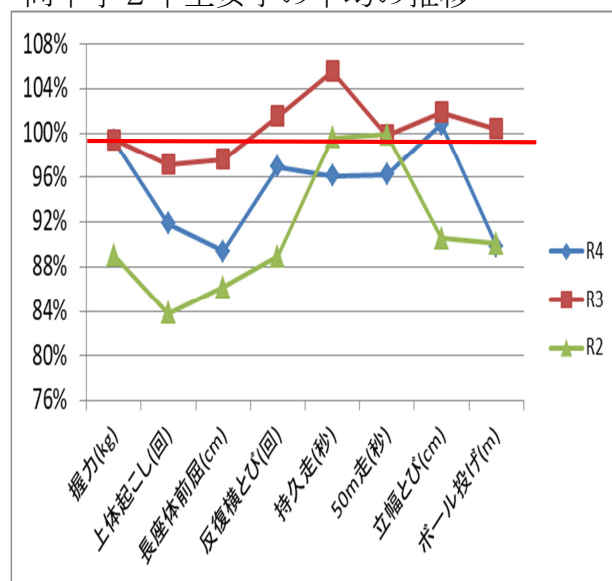
同中学2年生女子の平均の推移



町の中学2年生男子の平均の推移



同中学2年生女子の平均の推移



県の中学2年生の記録を見ると、小学5年生と同様に年々記録の低下が見られています。その傾向は女子に顕著に表れ、上体起こしの記録にその傾向が強く出ています。町の記録では、休校措置直後の令和2年度に記録の低下が大きく見られます。また、以前から指摘されている、町の生徒の苦手種目である上体起こしに、大きな記録の低下がみられています。

3 スポーツに関する町民アンケート結果からみる現状と分析

(1) 調査の目的

町民の皆様のスポーツに対する関心や考え方、スポーツ活動への取り組み状況、町内のスポーツ施設、今後のスポーツ施設などについてお伺いし、「第二期函南町スポーツ推進計画」を策定する基礎資料にするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容

- 1 あなたご自身のことについて
- 2 健康や体力について
- 3 スポーツへの取り組み状況について
- 4 スポーツに関する情報について
- 5 スポーツに関するボランティアについて
- 6 行政のスポーツ振興に対する施策について

(3) 調査方法

・調査対象者

函南町在住の中学生を除く15歳以上の男女1,100人を無作為抽出

(10歳代は100人、20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代以上それぞれ200人)

町立中学校在学中の中学生904人

・調査方法

配布方法・・・郵送配布

回収方法・・・LoGoフォームまたは、FAX、持参(60歳以上は郵送も可)
中学生はGoogleフォームを利用し、タブレット端末を使い回答

・調査期間

令和5年5月15日～令和5年6月9日

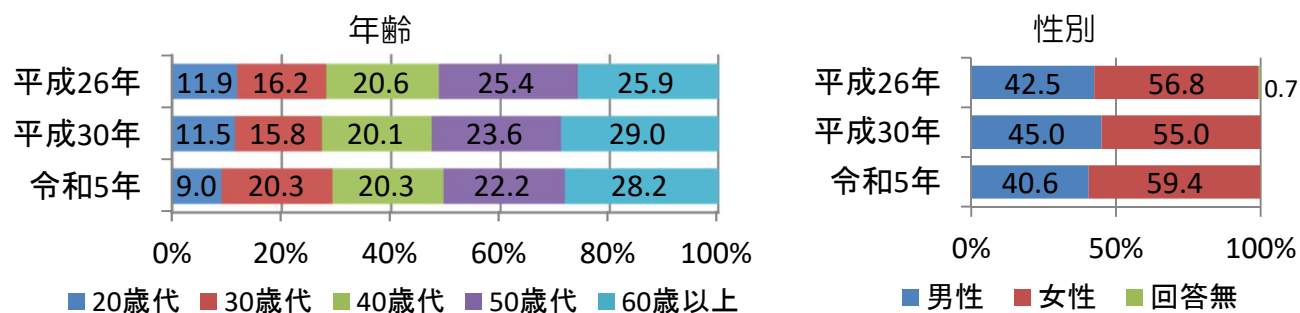
アンケート回収状況

R5発送数			回収数			回収率(%)		
			H26	H30	R5	H26	H30	R5
内 訳	20歳代	200	48	40	28	24.0	20.0	14.0
	30歳代	200	65	55	63	32.5	27.5	31.5
	40歳代	200	83	73	63	41.5	36.5	31.5
	50歳代	200	102	82	69	51.0	41.0	34.5
	60歳以上	200	104	101	88	52.0	50.5	44.0
計		1,000	402	351	311	40.2	35.1	31.1
内 訳	中学生	904			688			76.1
	10歳代	100			34			34.0
総数		2,004	402	351	1,033	40.2	35.1	51.5

今回の調査では、中学生を含む19歳までの10歳代もアンケートの対象者としてしました。10歳代の回答者が占める割合は全体の約70%ですが、過去のデータと比較する場合は、10歳代は除いた数で行っています。

調査項目1 あなたご自身のことについて

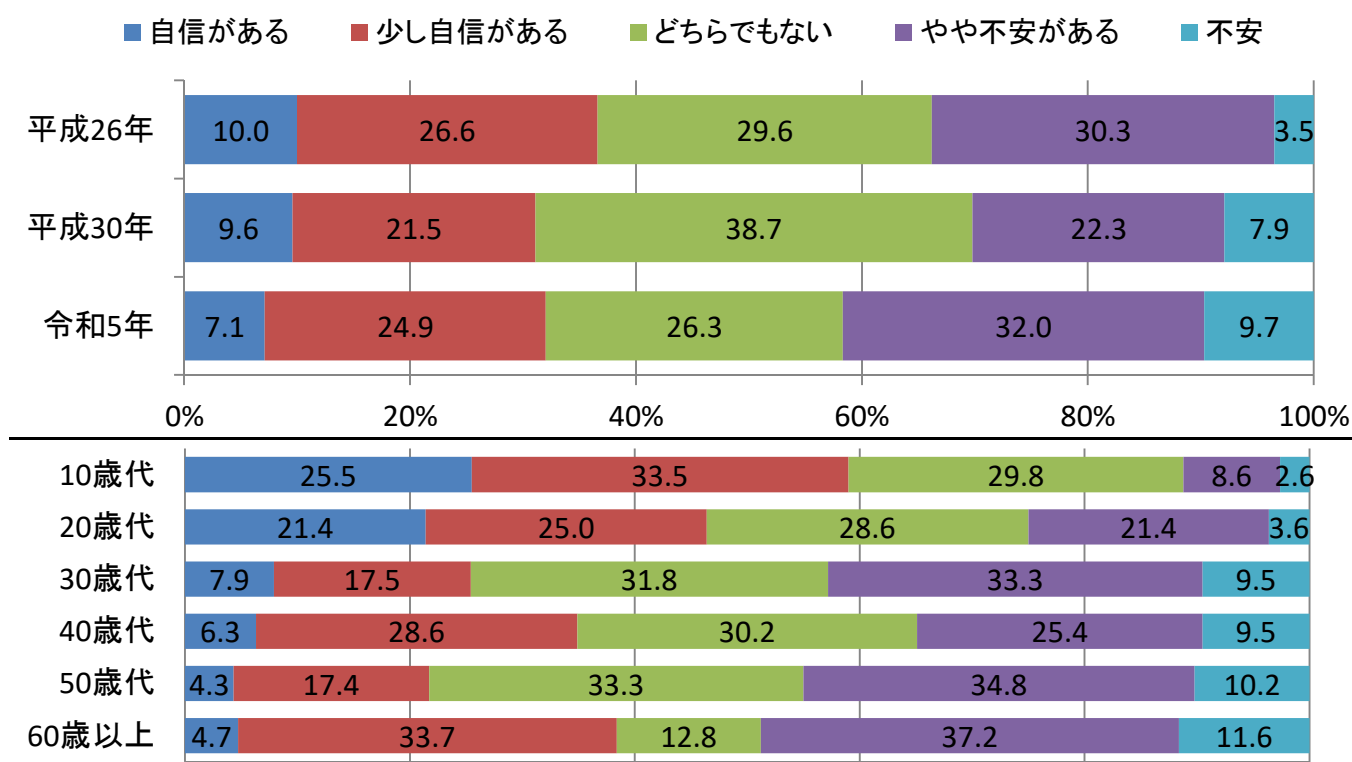
回答者の年齢・性別（10歳代を除く）



令和5年の年代別の回答率は、20歳代の回答率が下がりましたが、30歳代の回答率が上がり、他の年代は大きな変化が見られませんでした。性別では、女性の回答率が高くなりました。

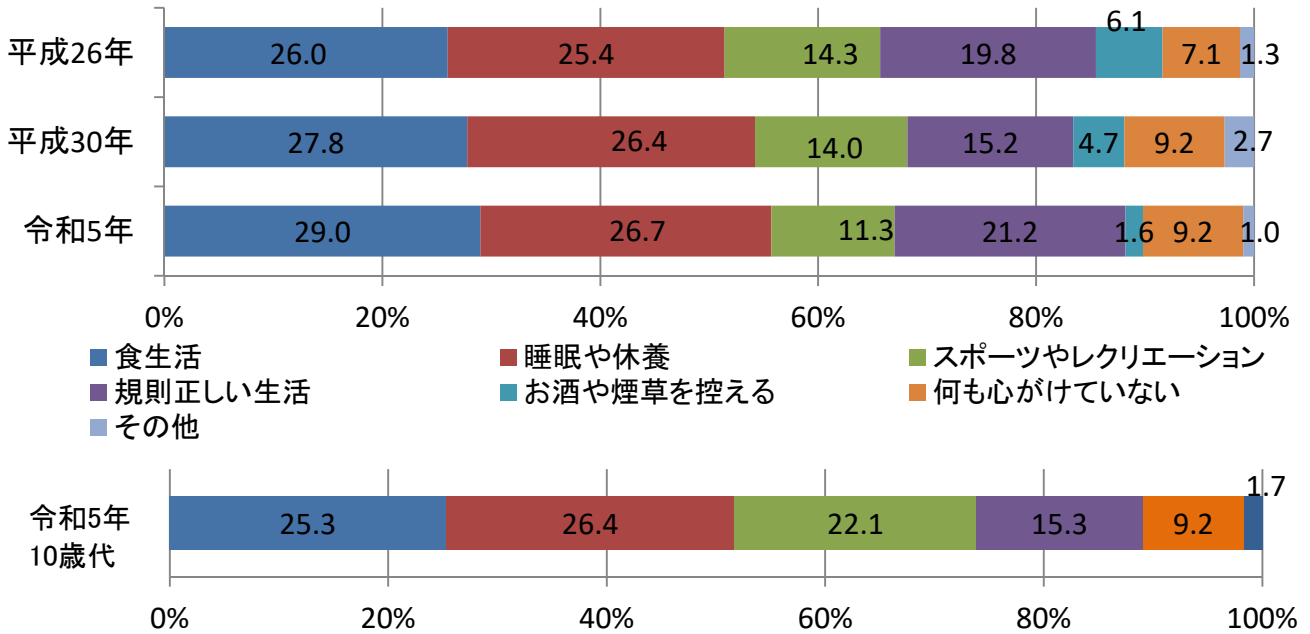
調査項目2 健康や体力について

問1 あなたは健康についてどのように感じていますか。（回答は1つ）



令和5年は、「自信がある」の率が下がりました。逆に「不安」「やや不安」と感じている方の率が上がりました。これは、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響があると思われます。令和5年の年代別では、年齢が上がるに伴い「自信がある」の回答率が低くなり、「不安」「やや不安」の率が高くなります。高齢になるにつれ、健康への不安が増加することがわかります。

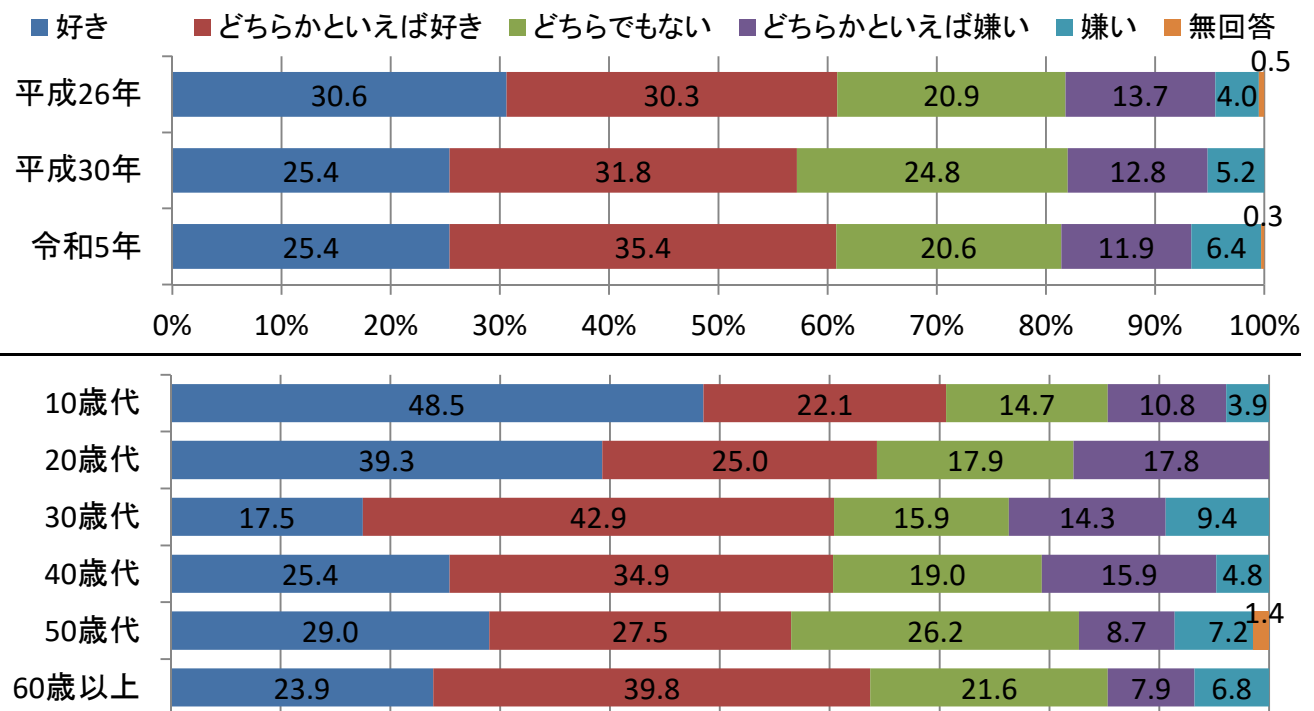
問2 あなたが、日頃、健康や体力の維持増進のために心がけていることは何ですか。
(複数回答可)



全体的には大きな変化は見られませんが、令和5年は、「規則正しい生活」を心がける人が増えたことがわかります。

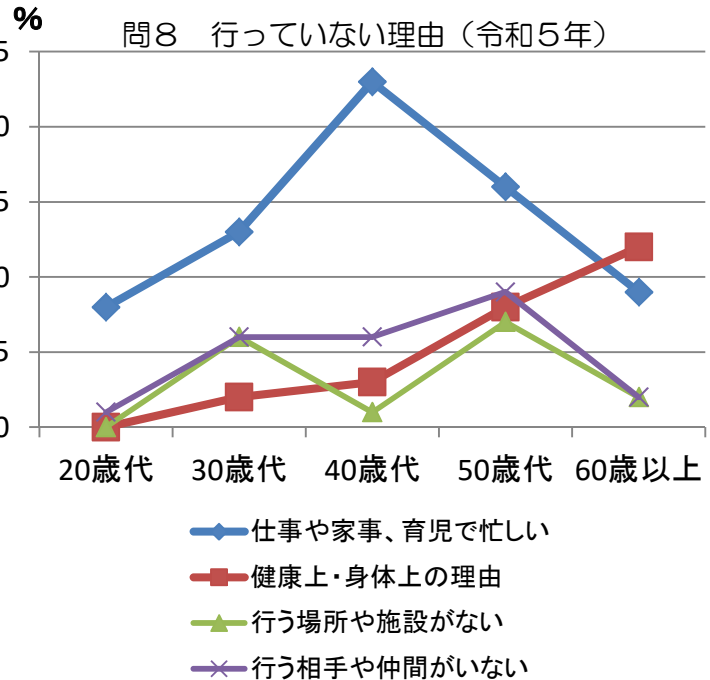
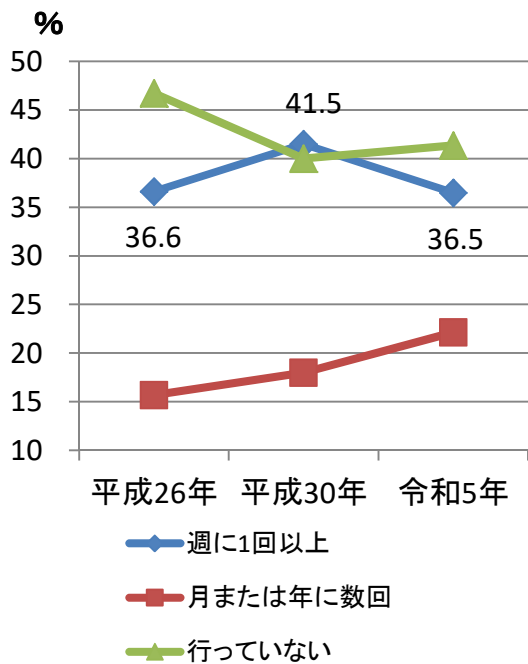
調査項目3 スポーツへの取り組み状況について

問3 あなたはスポーツをすることが好きですか。(回答は1つ)



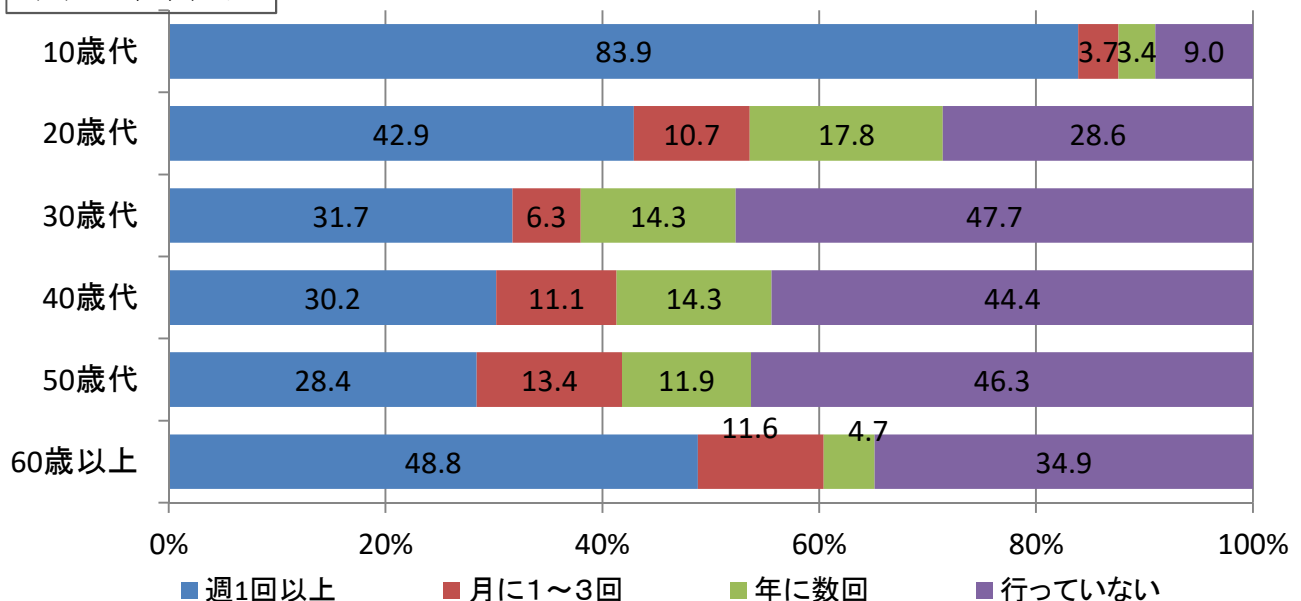
若い年代ほどスポーツが「好き」の割合が高いが、年齢が高くなるに伴い、「どちらかといえば好き」の割合が高くなっていることから、「好き」が「やや好き」に後退していると考えられます。

問4 あなたは現在、どれくらいスポーツを行っていますか。（回答は1つ）



スポーツ推進計画アクションプランの後期の数値目標は、「週1回以上スポーツを行っている人の割合を50%」としています。令和5年は、36.5%と目標を達成できませんでした。また、「行っていない」人の理由として、「仕事や家事、育児で忙しい」を挙げる人の割合がどの年代でも最も多くなっています。特に40代で、子育ての真っただ中の年代が大変高くなっています。スポーツ機会を増やすには、この課題をどう解消するかが目標の達成につながると考えられます。

令和5年年代別



スポーツを行う回数は10歳代(中学生を含む)から20歳代以降急激に減少し、60歳以上になるとスポーツをする機会が増えていることがわかります。働く世代のスポーツ機会をどう増やすかが目標値の達成につながると考えられます。

問5 あなたが行っているスポーツは何ですか。
 問11 これからやってみたいと思うスポーツは何ですか。（複数回答可）
 ※問5の「行っているスポーツ」、問11の「やってみたいスポーツ」で回答した全回答のうち、回答率の高い5種目を調査年毎に抜き出しました。

行っているスポーツ

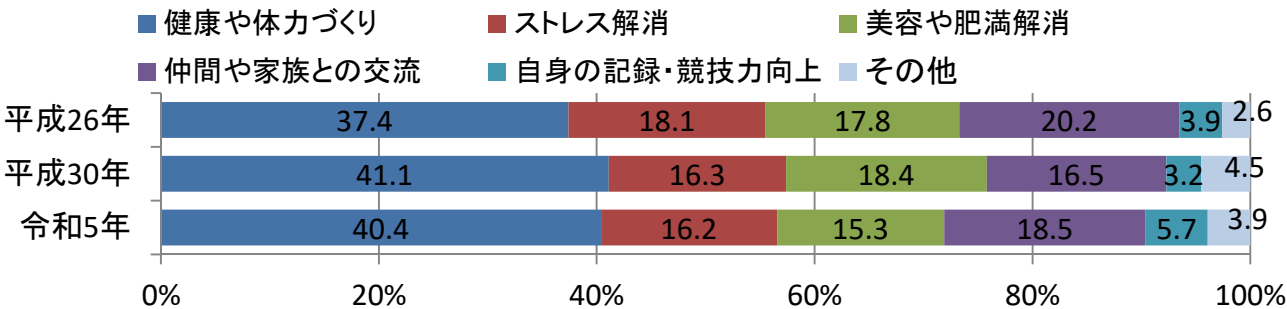
平成26年		%	平成30年		%	令和5年		%
1	ウォーキング	25.9	ウォーキング	37.1	ウォーキング	34.2		
2	ランニング	9.5	体操	10.1	ランニング	8.2		
3	ゴルフ	7.1	ランニング	8.3	ゴルフ	6.6		
4	体操	4.7	ゴルフ	6.3	テニス	4.4		
5	ウェイトトレーニング	4.7	ウェイトトレーニング	5.2	体操	4.4		

やってみたいスポーツ

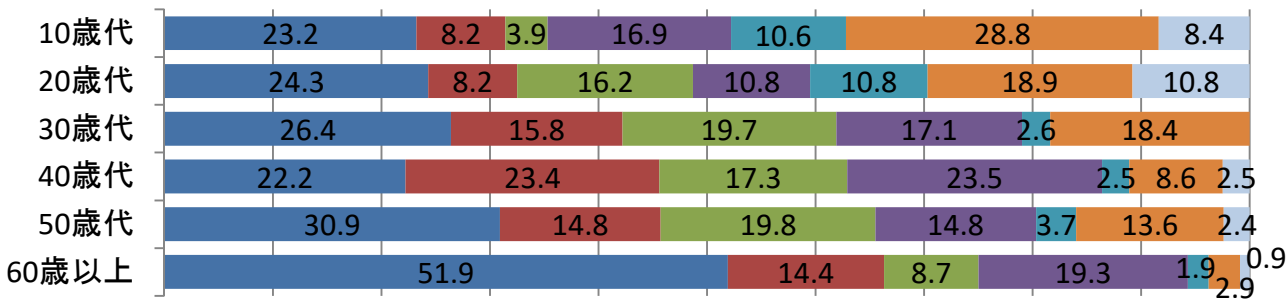
平成26年		%	平成30年		%	令和5年		%
1	ウォーキング	22.5	ウォーキング	24.0	ウォーキング	18.8		
2	水泳	10.5	ヨガ	7.9	水泳	9.1		
3	ランニング	6.0	体操	7.5	サイクリング	7.1		
4	テニス	6.0	水泳	6.7	登山	6.4		
5	ウェイトトレーニング	5.6	ランニング	5.7	ダンス	5.8		
5	サイクリング	5.6						

「行っているスポーツ」の上位にあるものは、あまり大きな変化が見られません。「やってみたいスポーツ」にも大きな変化は見られませんが、「ウォーキング」は「行っている」「やってみたい」スポーツの両方での割合が高く、町民の関心が高いことがわかります。また、サイクリングは、伊豆市で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技が行われたことが影響し、高くなっていると思われます。水泳は「やってみたい」スポーツに常に入っていることからニーズが高い種目と考えられます。

問6 あなたがスポーツを始めたきっかけは何ですか。（複数回答可）

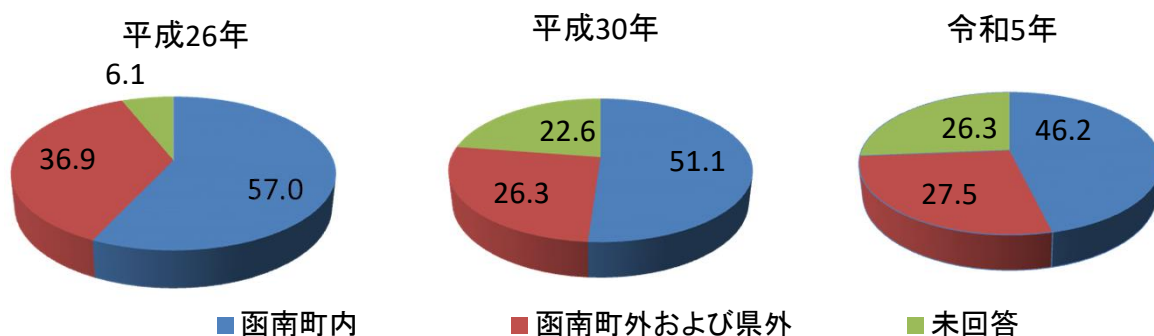


令和5年年代別 ※令和5年の選択肢に「部活動」を入れました。



令和5年の調査の選択肢に「部活動」を加えました。中学生では、「部活動」がきっかけとなった人は、28.6%になっています。運動を始めるきっかけに大きな影響があることがわかります。年齢の高い年代では「健康や体力づくり」が、働いている年代では「美容や肥満解消」の割合が高くなっており、町民の健康志向が高いことがわかります。また、40歳代は、「ストレス解消」が他の年代より高いことがわかります。

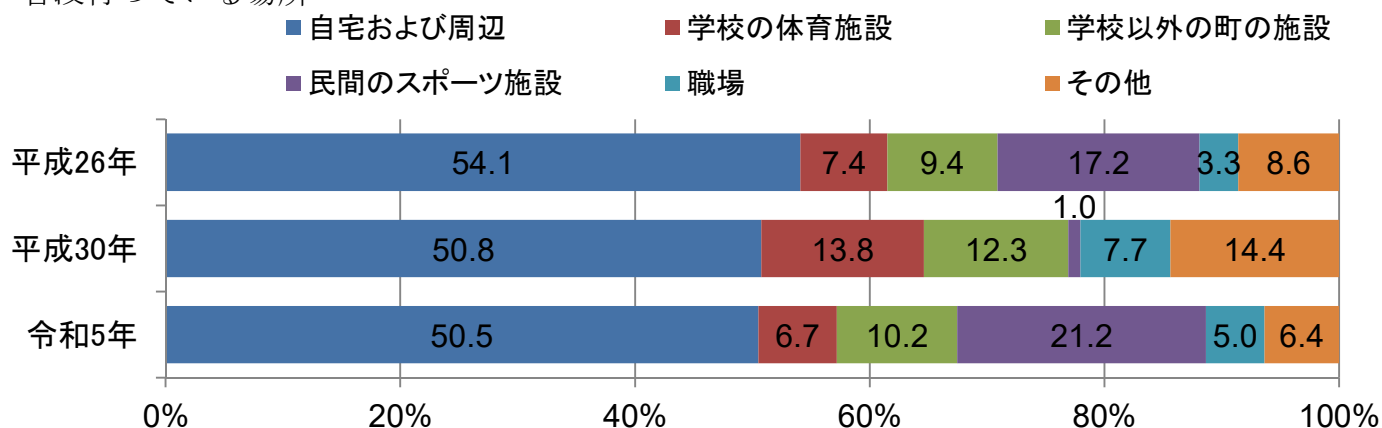
問7-1 あなたは普段おもにどの地域でスポーツを行っていますか。（回答は1つ）



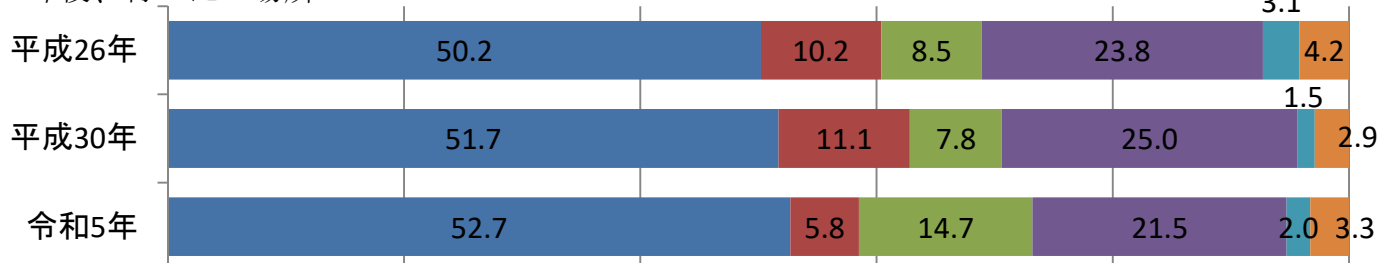
問7-2 あなたが普段スポーツを行っている場所はどこですか。

問12 あなたは今後、どこでスポーツを行いたいですか。

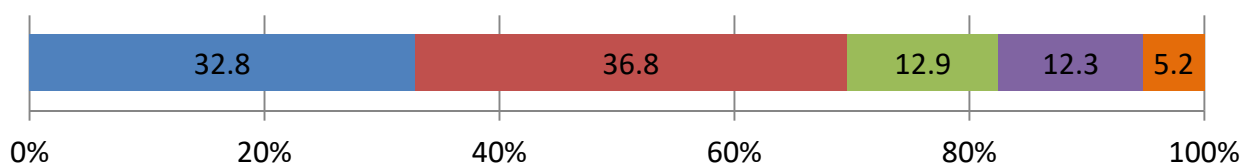
普段行っている場所



今後、行いたい場所



令和5年10歳代 普段行っている場所



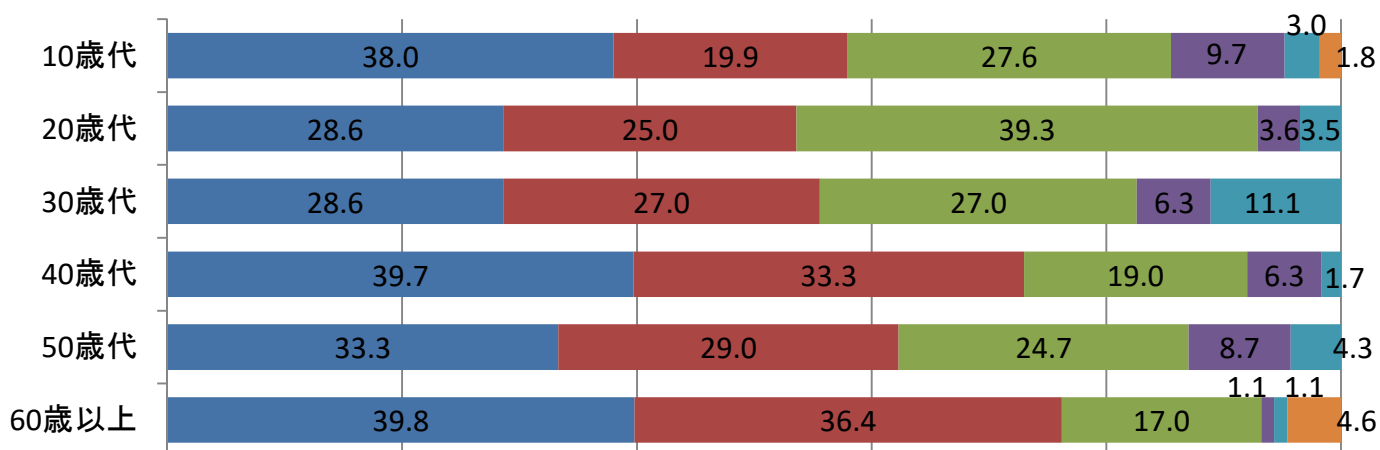
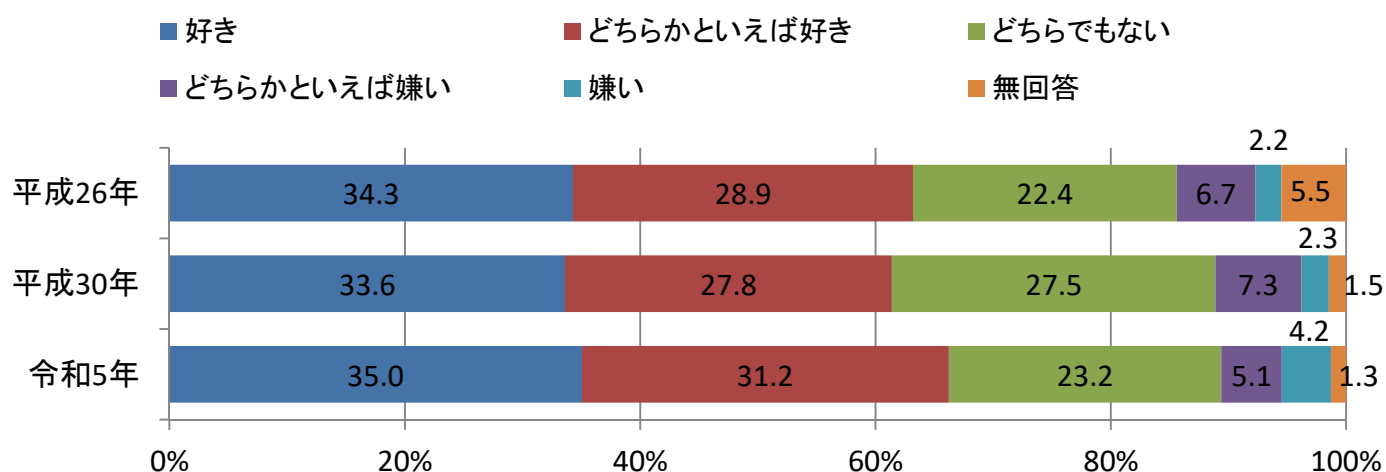
令和5年10歳代 行いたい場所



■ 自宅および周辺 ■ 学校の体育施設 ■ 学校以外の町の施設 ■ 民間のスポーツ施設 ■ その他

令和5年では、学校施設の利用が減り、民間のスポーツ施設の利用の割合が増えています。これは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、学校施設の利用制限があったことが影響していると考えられます。しかし、令和5年から規制が緩和され、新型コロナウイルス感染症流行前の状態に戻りつつあり、利用者は今後増加していくことが予想されます。

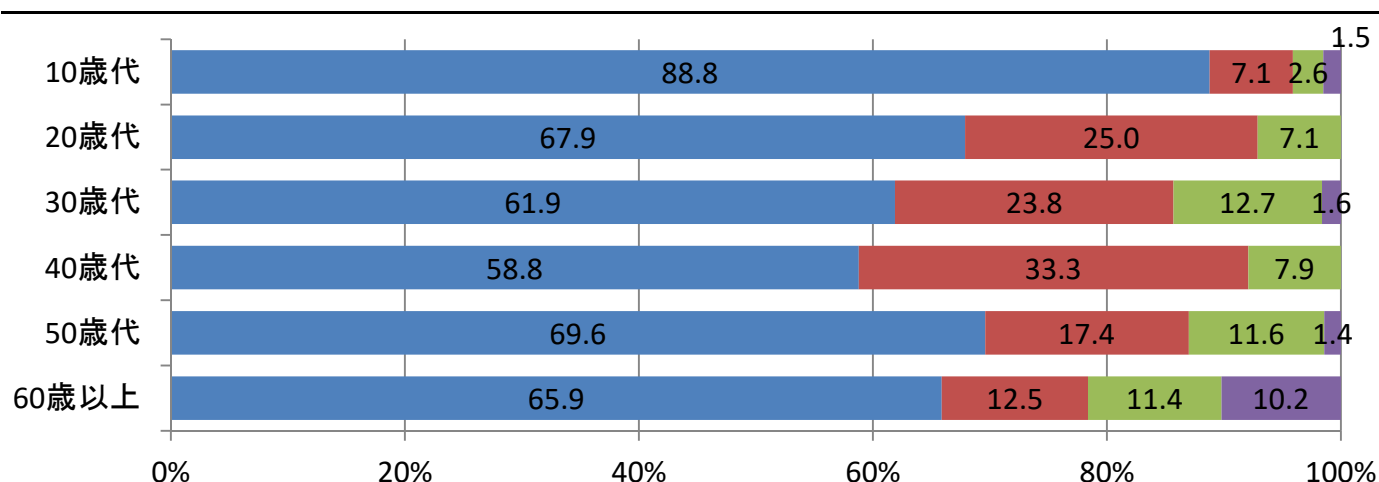
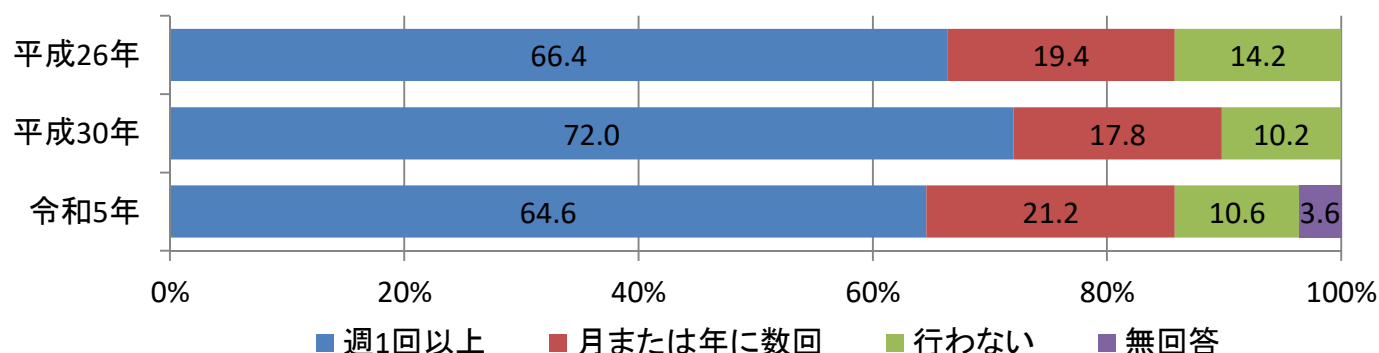
問9 あなたは、スポーツを観戦したり、テレビで見たりすることが好きですか。
(回答は1つ)



令和5年は、平成26年・平成30年と比べ、「好き」「どちらかといえば好き」の割合が高くなっています。また、令和5年の年代別を見ると、60歳以上が「好き」「どちらかといえば好き」の割合が75%を超えており、平成26年・平成30年より大きく増加しています。ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催があり、興味を持つ人が増えたと思われます。

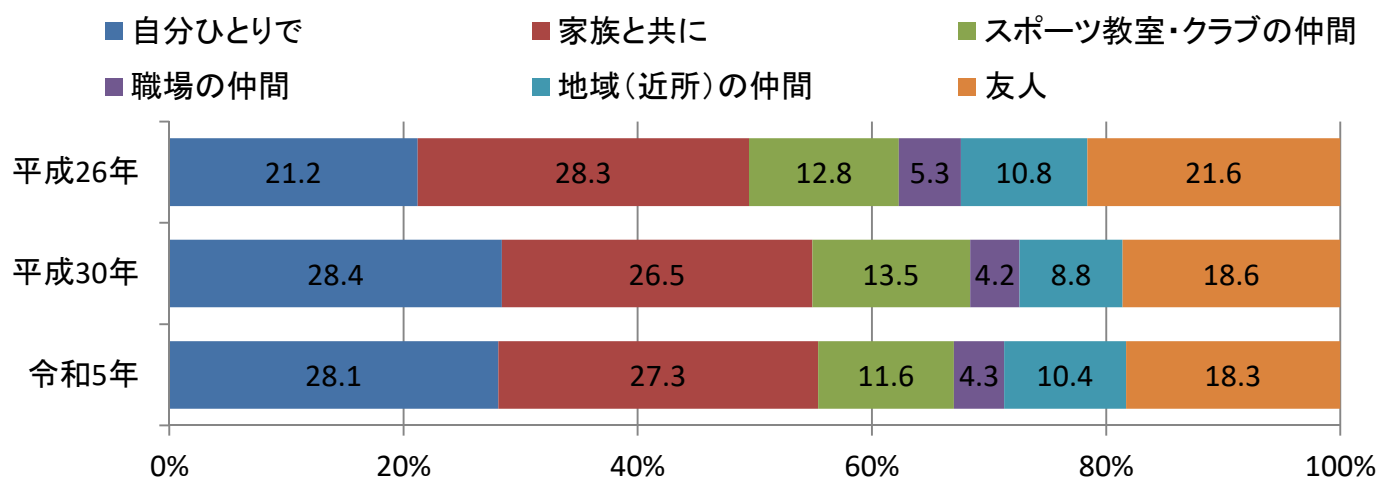
調査項目4 スポーツに対する今後の取り組み意向について

問10 あなたは、今後、スポーツをどのくらいの頻度で行いたいと思いますか。（回答は1つ）



問4 の実際に行っている回数より、スポーツを行う機会を多くしたいと、かなり多くの方が考えていることがわかります。

問13 あなたは今後、主に誰とスポーツを行いたいと思いますか。（複数回答可）



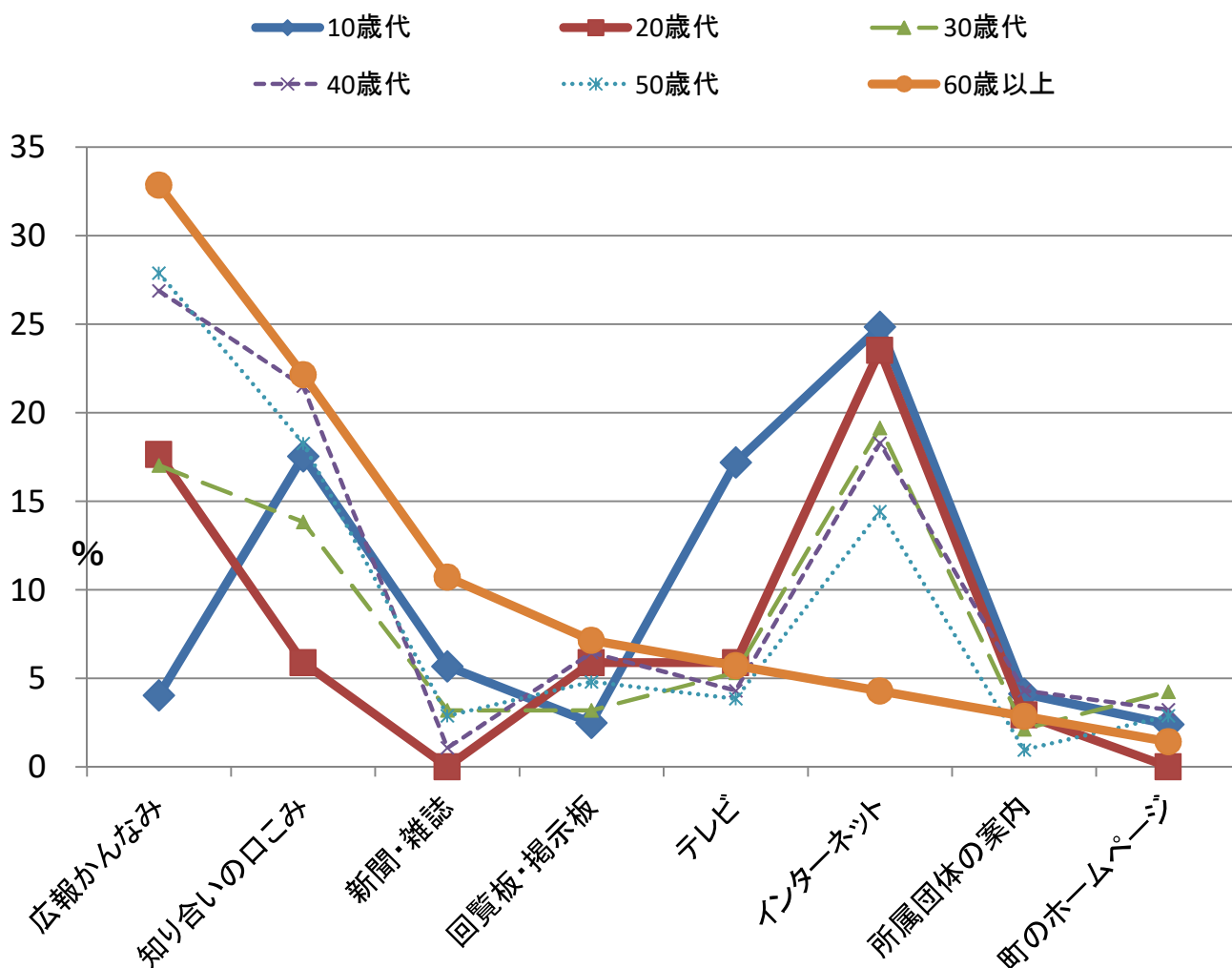
平成26年の調査からみると、「自分ひとりで」の割合が多くなり、「家族と共に」や「友人」との割合には大きな変化はありませんが、身近な人と一緒に行いたい傾向があることがわかります。

問14 あなたは、どこから地域のスポーツに関する情報を入手していますか。（複数回答可）

%	平成26年	平成30年	令和5年
広報かなみ	28.1	26.8	26.2
知り合いの口こみ	23.5	22.4	18.3
新聞・雑誌	10.5	6.3	4.7
回覧板・掲示板	6.3	7.3	5.6
テレビ	4.8	4.5	4.9
インターネット	8.0	14.4	13.8
所属団体の案内	2.9	1.4	2.6
町のホームページ			2.6
特になし	15.9	16.9	21.3

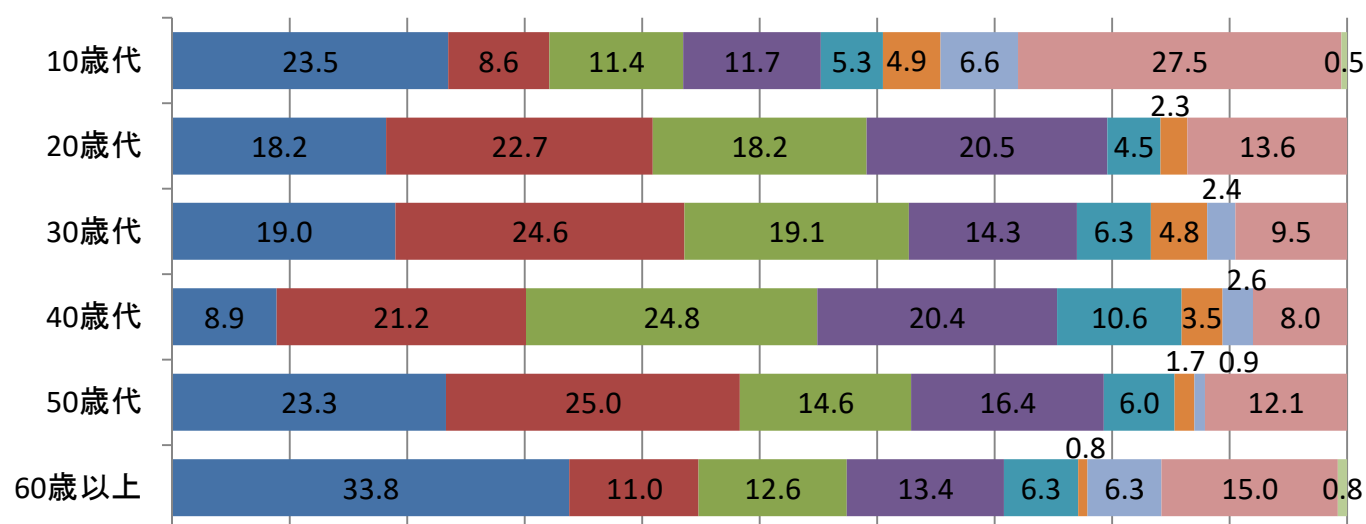
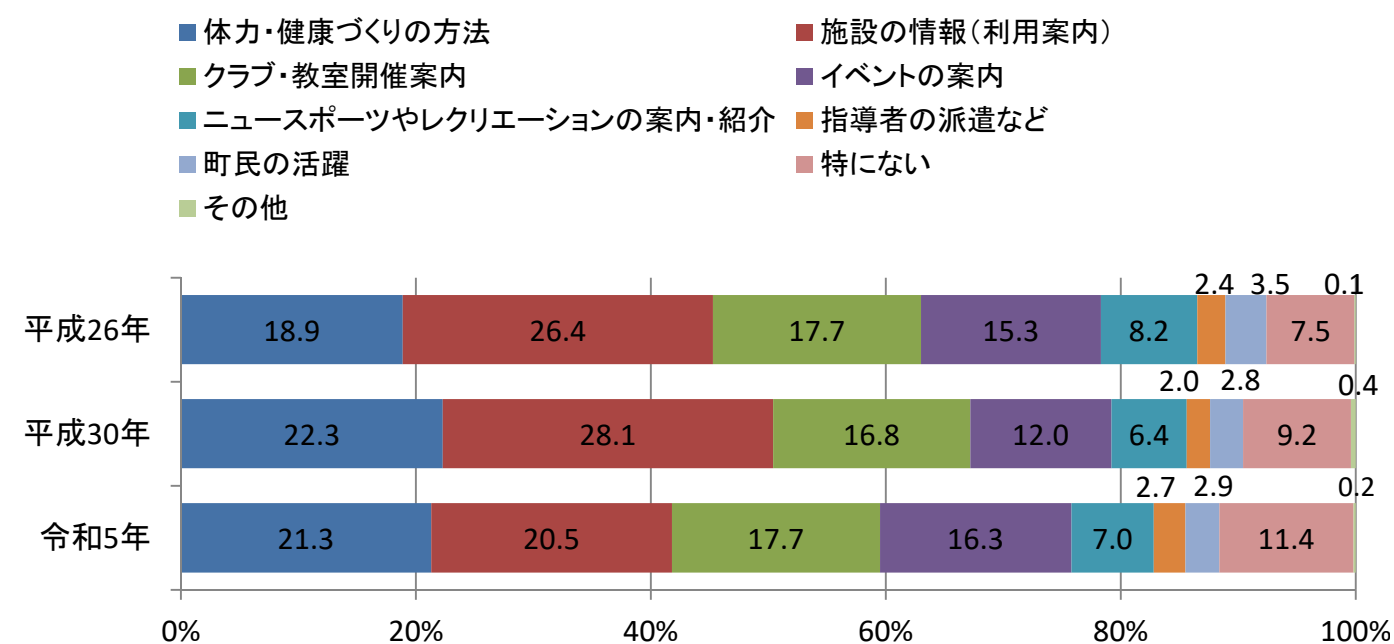
※平成26・30年は、「インターネット」に「町のホームページ」が含まれている。

令和5年年代別



20歳以上の年代は、「広報かなみ」から情報を得る割合が高いです。10、20歳代はインターネットによって得ることが多いが、町のホームページを見ることは非常に少ないことがわかります。全年代に幅広く知っていただくには、町民がホームページを見るような工夫が必要と考えます。

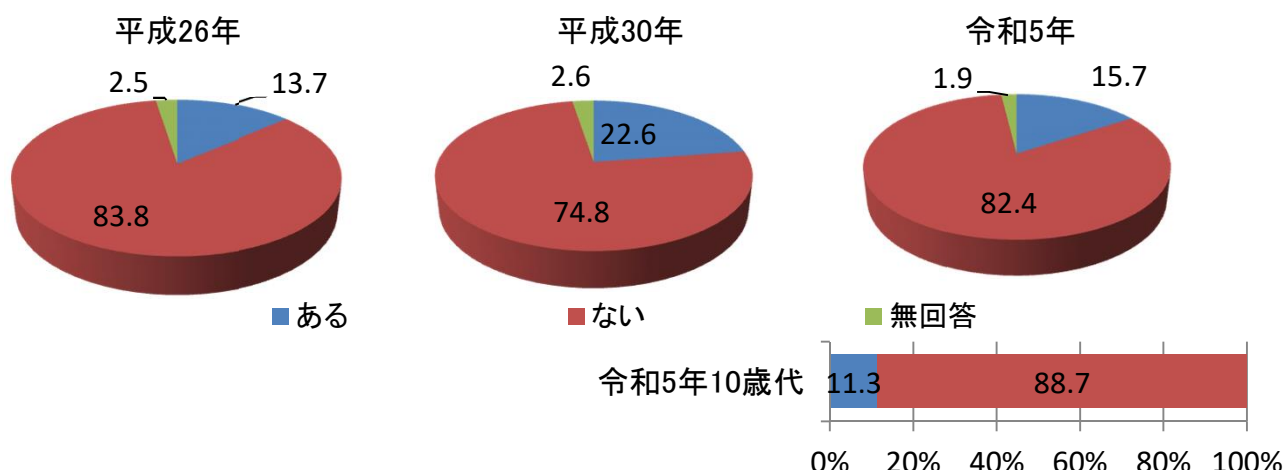
問15 あなたは、地域のスポーツに関するどのような情報を充実してほしいですか。
(複数回答可)



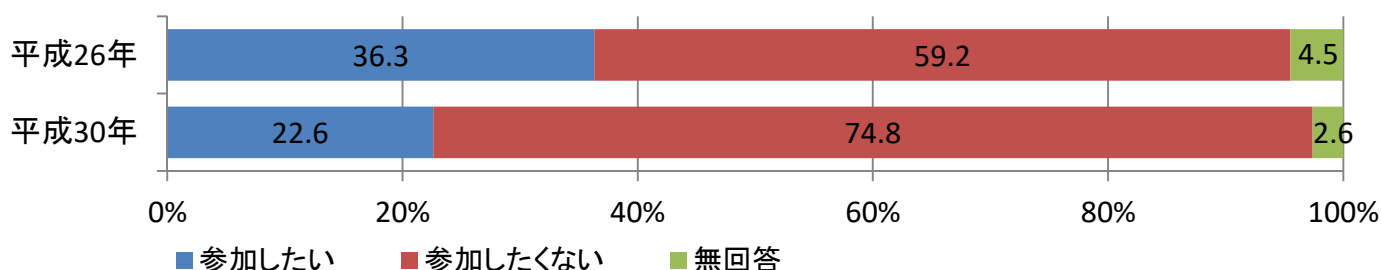
10歳代と60歳以上の年代は、「町民の活躍」が他の年代に比べ関心が高いことがわかります。50歳代以上は「体力・健康づくりの方法」に関心が高くなっています。このような町民のニーズに合った情報発信が求められます。

調査項目5 スポーツに関するボランティアについて

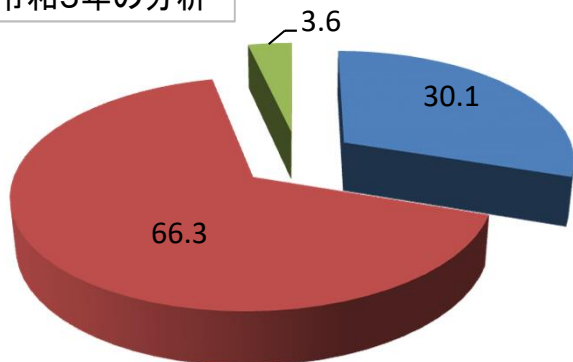
問16 あなたは、スポーツに関するボランティアに参加したことがありますか。（回答は1つ）



問17 あなたは、スポーツに関するボランティアに参加したい（継続したい）と思いますか。



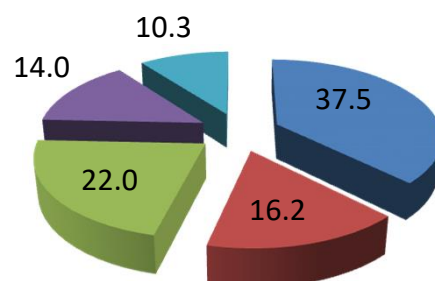
令和5年の分析



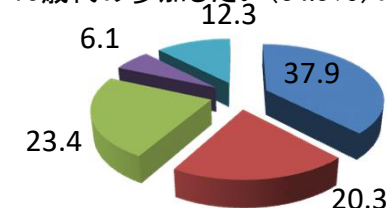
参加したくない主な理由

時間的に余裕がない	自分がスポーツをしたい
自信がない	休日は休みたい
興味・関心がない	何をしたいかわからない
年齢的に無理	スポーツが好きでない
家事子育てで忙しい	仕事が忙しい
面倒くさい	
ボランティアの必要性がわからない	

問18 参加したいボランティア



10歳代の参加したい(34.3%)の内訳

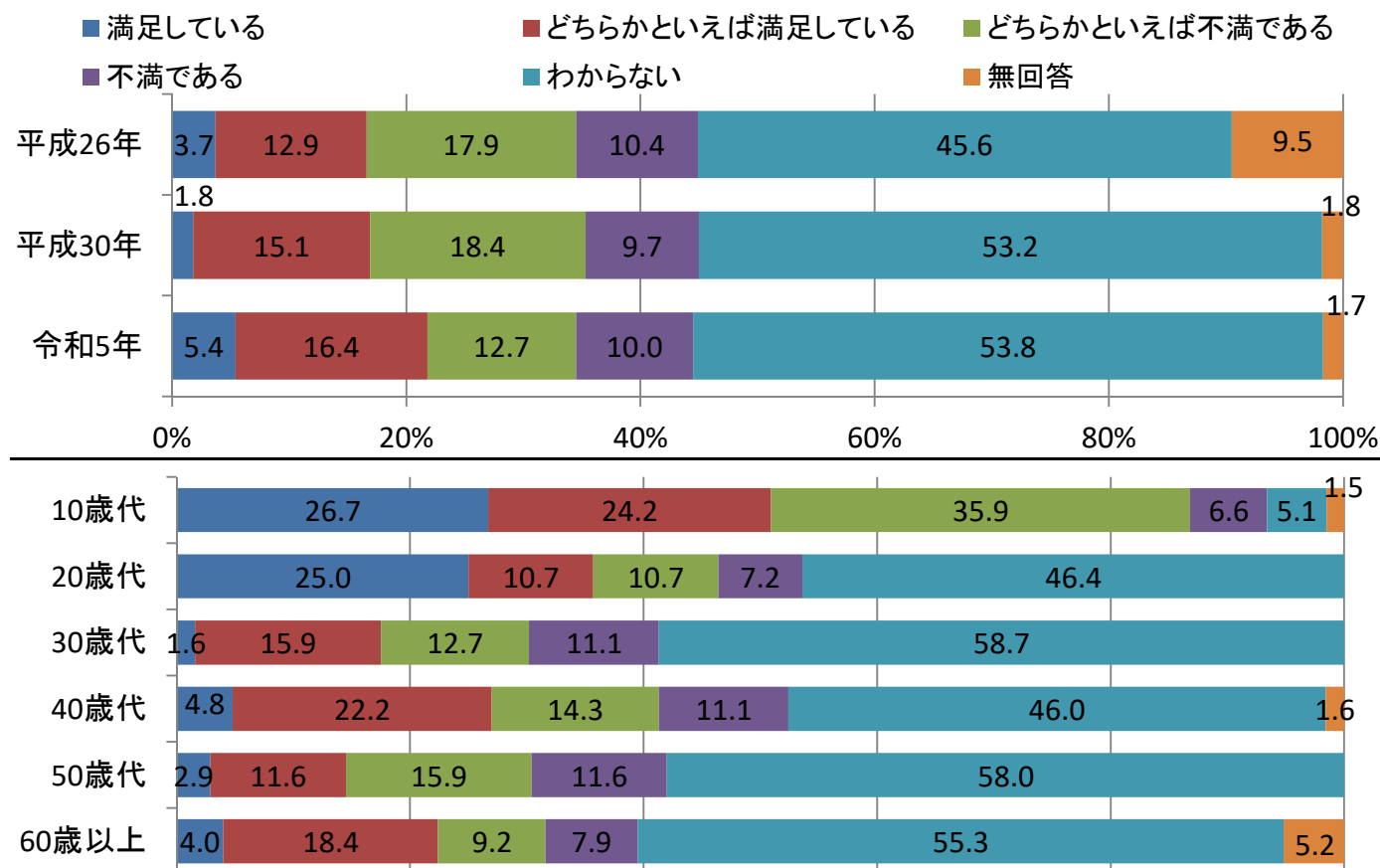


■ 大会・イベントの運営スタッフ
 ■ スポーツ指導者や審判
 ■ スポーツ教室のサポート
 ■ 障害者スポーツ等のサポート
 ■ 施設整備

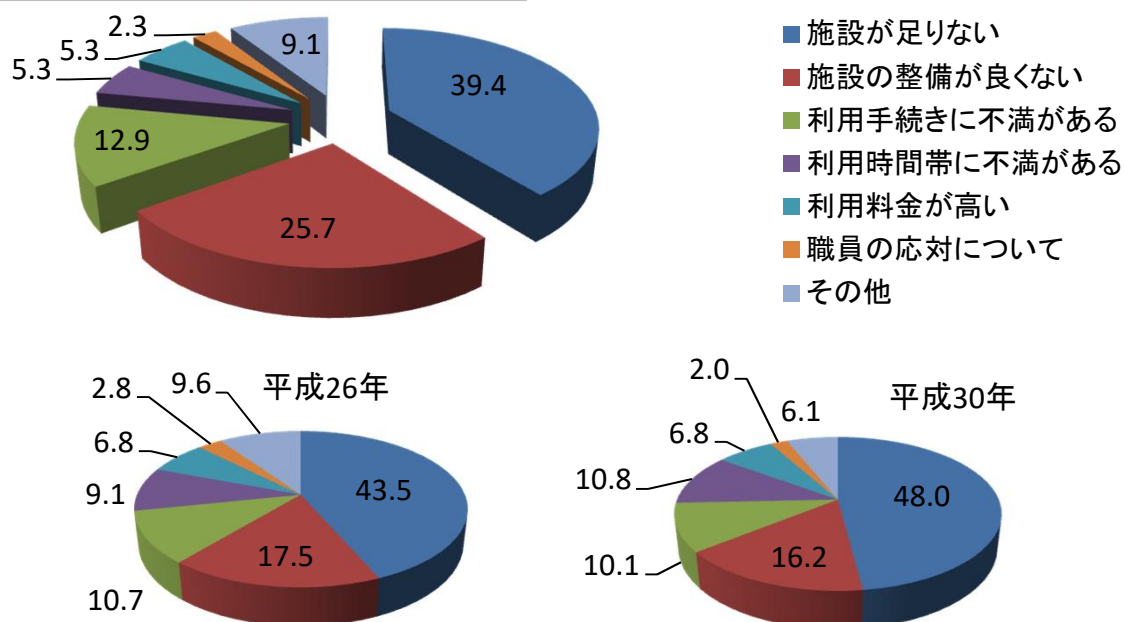
令和5年のスポーツボランティアに参加したいという方の割合は、平成26年と同程度になっています。また、参加したい方では、「大会・イベントの運営スタッフ」のボランティアを希望する方が40%程度います。町のスポーツをより活性化させるためには、この方々に活躍の場を提供することが必要と思われます。

調査項目6 行政のスポーツ振興に対する施策について

問19 現在の函南町の公共スポーツ施設や学校体育施設等に満足していますか。（回答は1つ）

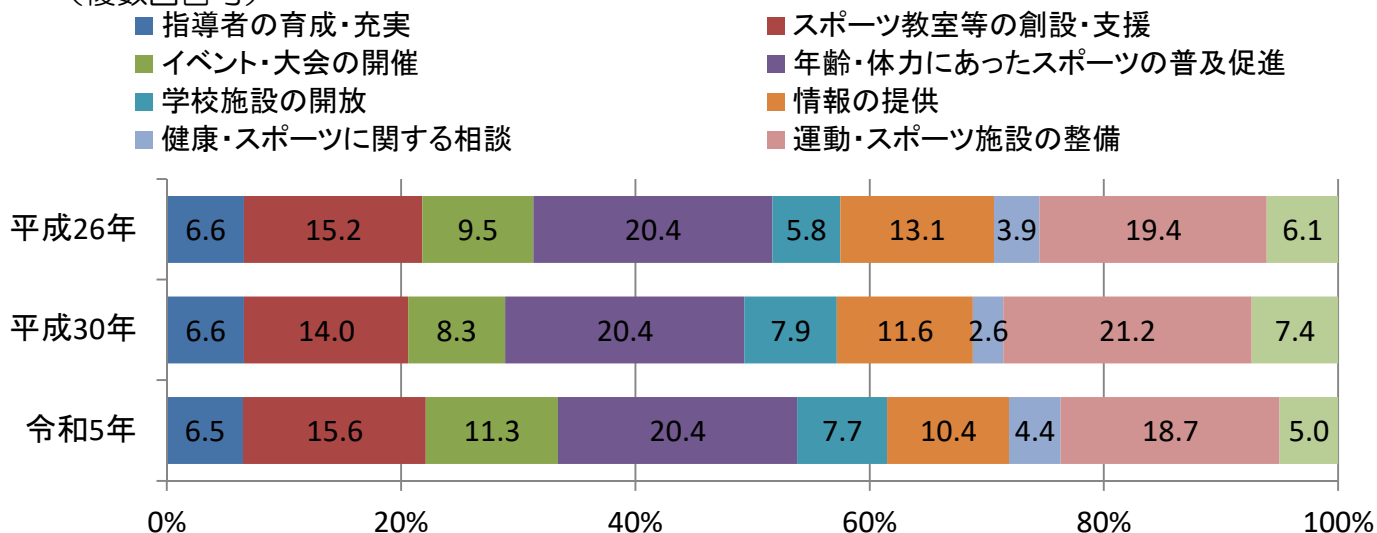


問20 不満な点は何ですか（令和5年）



スポーツ施設の満足度で、過去の調査では「満足」「どちらかといえば満足」を合わせて15.6%でしたが、令和5年調査では20%を超えています。また、「不満」「どちらかといえば不満」の理由において、「施設が足りない」は過去の調査結果と比較し、良い結果となっています。これは、インターネット予約の確立、ナイター設備設置による利用時間の拡大等、推進計画アクションプランを達成したことによると思われます。

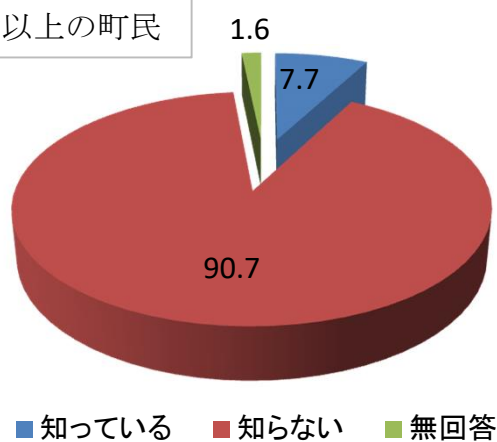
問21 今後、スポーツの振興を図るために、行政に力を入れてもらいたいことは何ですか。
(複数回答可)



全体的には、過去2回の調査と大きな変化が見られませんでした。年代別を見ると、50歳代、60歳代以上の年代では「年齢に合ったスポーツの普及促進」を希望する比率が高くなっています。

問22 ニュースポーツを知っていますか。(令和5年のみの調査)

20歳代以上の町民



ニュースポーツの知名度が大変低いことがわかります。「ニュースポーツ体験教室」を水曜日の夜に実施していますが、参加者が固定しており、少ないことが課題となっています。そのようなことから、令和5年度に「小中学校ニュースポーツ普及活動事業」を始めました。この普及活動を続けることで、気軽にできるニュースポーツで、運動をする町民の割合の上昇につなげたいと考えています。

ニュースポーツは、子どもから高齢者までを対象に「誰でもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツとして普及しています。競い合うことよりも「楽しむ」ことが重視され、幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにします。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第一期計画では、函南町の基本理念を「いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも」として、「スポーツのまち函南」を目指し、様々な施策を展開してきました。スポーツは「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに、子どもから高齢者、障害のあるないに関わらず、それぞれの特性に応じてスポーツに親しむことで、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に寄与するものです。

このように「スポーツのまち函南」宣言に基づき、赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで、様々な人が様々なスポーツに関わることができるような場を提案、提供することは、SDGsのゴールの一つである「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことにつながります。そのスポーツを推進するためには、基本的条件である指導者等の養成、スポーツ施設の整備、学校施設の利用、スポーツ事故の防止、運動部活動の地域連携等の整備を進めることが必要です。

いつでも だれでも どこでも いつまでも

「赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで」

健康で元気に生涯スポーツのまちの実現

「スポーツのまち函南」宣言

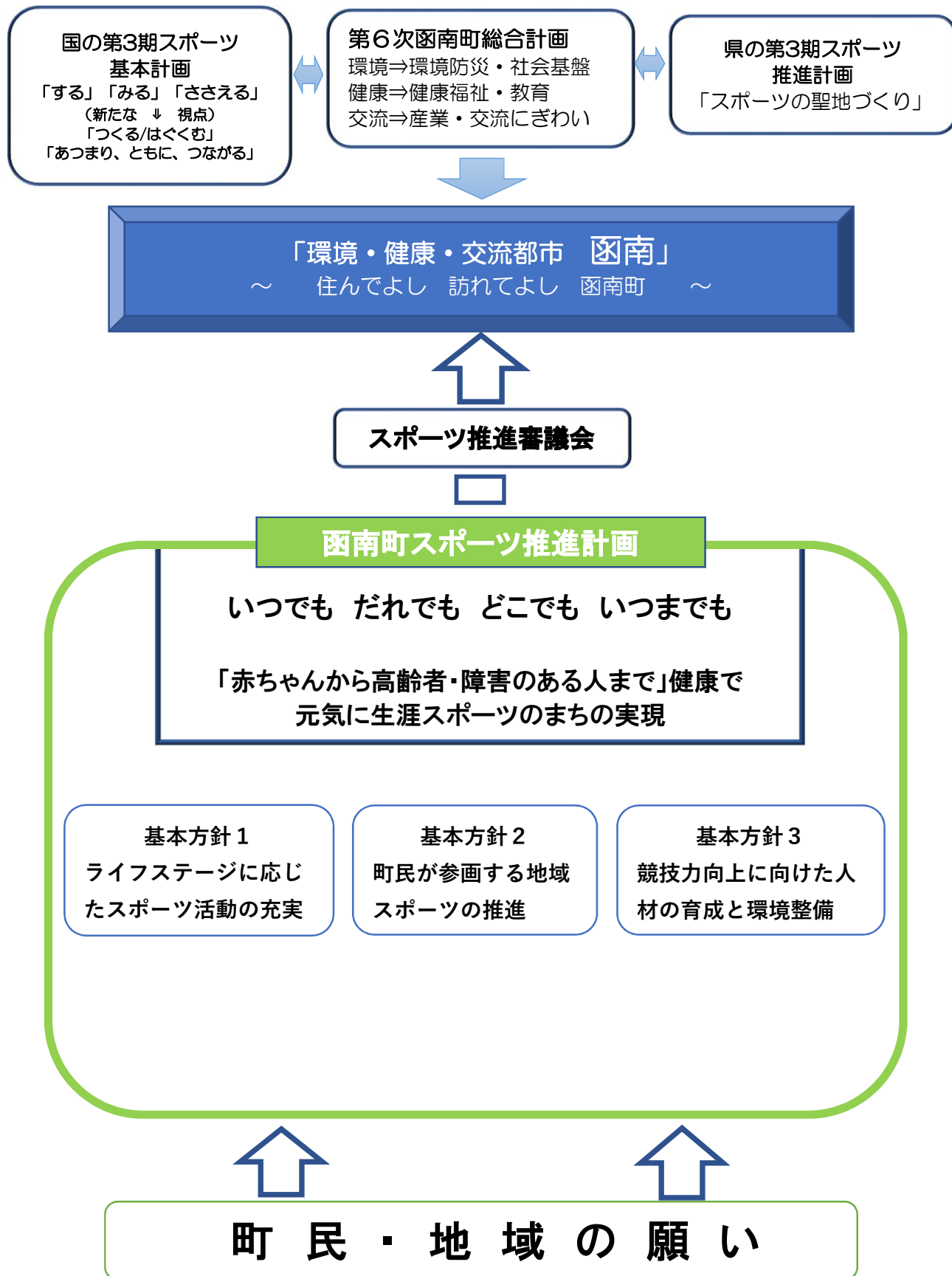
わたくしたち函南町民は、スポーツの振興を図り、スポーツを愛し、健康でたくましい心と体をつくり、夢と希望のある、明るく元気なまちづくりを積極的に進めるため、ここに「スポーツのまち函南」を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、赤ちゃんから高齢者・障がいのある人まで、健康で元気に生活できる、生涯スポーツのまちを目指します。
- 2 スポーツを楽しみ、夢や目標に向かって努力する心を育み、青少年健全育成のまちを目指します。
- 3 スポーツに励み、日本や世界に向けたトップアスリートを目指す人材を育成し、夢と希望のあるまちを目指します。
- 4 スポーツを広げ、支え、世代間・地域間の交流を図り、明るく活力あふれるまちを目指します。

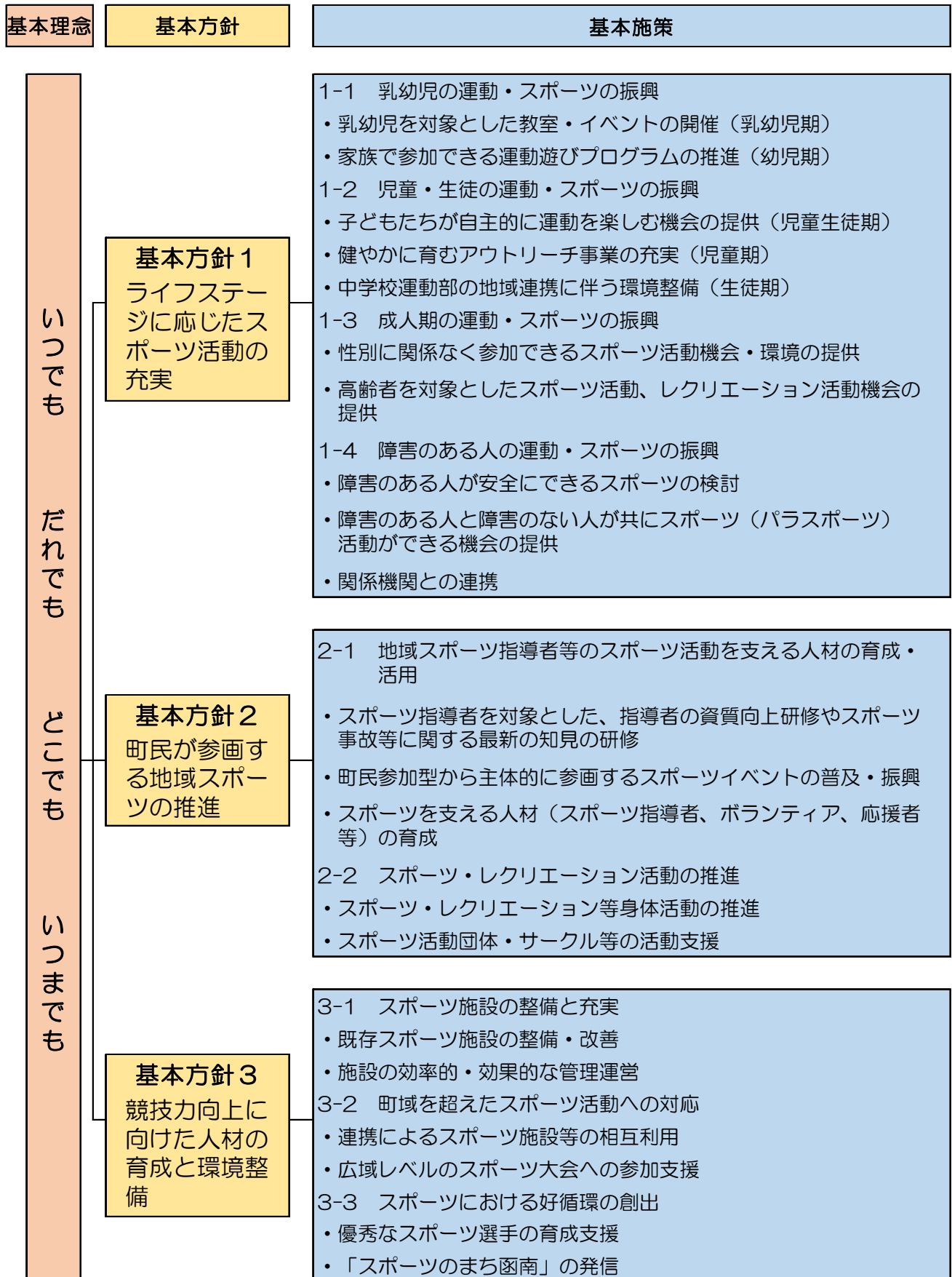
平成 28 年 11 月 6 日宣言

函 南 町

2 スポーツ推進計画グランドデザイン



3 函南町スポーツ推進計画 体系図



第5章 具体的な施策

1 基本方針1 ライフステージに応じたスポーツ活動の充実

幼児期から高齢期、障害者まで、それぞれのライフステージに応じたスポーツへの参画機会を提供し、レクリエーション活動などを取り入れることで、スポーツへの抵抗感を減らし、運動に親しむ機会の拡大を図ります。（町一期計画改正）

（1）乳幼児の運動・スポーツの振興

具体的取組	概要
乳幼児を対象とした教室・イベントの開催	・幼児と親を対象とした親子遊び教室の開催により、体を動かす「遊び」の活用を推進します。（町一期施策）
家族で参加できる運動遊びプログラムの推進	・乳幼児期における運動の大切さを伝えるために、県策定の①「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」②「ファミリー・チャレンジ・プログラム」③「ふじのくに運動遊びプログラム」の活用を推進します。（町一期施策）

運動遊びプログラムの推進

○乳幼児期には、親子で触れ合いながら運動遊びをすることが大切です。

- ・親子の運動遊びは、親子の絆を深め、子どもの情緒を安定させます。

○幼児期には、次の8つの運動能力を育てることが大切です。

- ・走る ・跳ぶ ・投げる ・リズム ・すばやさ ・やわらかさ ・力の入れ方 ・バランス
- 様々な運動・スポーツには、これらの8つの運動能力が、組み合わさっています。

8つの運動能力を育てる親子遊び

- ①「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」
【0～3歳児を対象とした親子運動遊び】
- ②「ファミリー・チャレンジ・プログラム」
【4～6歳児を対象とした親子運動遊び】
- ③「ふじのくに運動遊びプログラム」
【1～3歳、3～5歳児を対象とした親子運動遊び】

ファミリー・プレイ・プログラム

種目例「腕ブランコ」

投げる・力の入れ方・バランスの能力を育てる



(2) 児童・生徒の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
子どもたちが自主的に運動を楽しむ機会の提供	・運動の日常化と体力向上を目指した、県の「体力アップコンテスト」への参加を促進します。 ・児童・生徒の体力向上を効果的、効率的に図るため「新体力テスト」の結果を分析し、町の状況を提示し、各自の目標設定が適切にできるようにします。 (県・町一期施策)
健やかに育むアウトリーチ事業の充実	・留守家庭児童保育所等を対象とした、多様な体験活動の機会を提供します。 (町一期施策)
中学校運動部の地域連携に伴う環境整備	・中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、地域において子どものニーズに応じた多様なスポーツを安全・安心してできる環境を整備します。 (国3期施策目標)

体力アップコンテスト

運動習慣の形成期にあたる小学校を対象に学級単位で記録に挑戦したり、体力づくりに取り組んだりすることにより、運動の日常化と体力向上を目指した静岡県独自のコンテスト

種目

- ・みんなで8の字とび
- ・みんなでドッジボール
- ・みんなでの当て
- ・みんなでジャンプ
- ・みんなでリズムダンス

新体力テストの種目

- ・握力
- ・上体起こし
- ・長座体前屈
- ・反復横跳び
- ・シャトルラン（小学校）
- ・持久走（中学校）
- ・50m 走
- ・立ち幅跳び
- ・ボール投げ

アウトリーチ事業 ニュースポーツ体験教室



グラウンドゴルフ体験



ディスクゴルフ体験

様々な機会を捉え、ニュースポーツ体験教室を開催します。

(3) 成人期の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
性別に関係なく参加できるスポーツ活動機会・環境の提供	・身近で気軽に取り組めるようなスポーツ教室やスポーツイベントを開催すると共に、施設利用規則の見直しを行い、より利用しやすい環境を提供します。 (町一期施策改正)
高齢者を対象としたスポーツ活動、レクリエーション活動機会の提供	・子どもから高齢者、障害の有無に関わらず、幅広い世代の人が楽しめるよう、スポーツ推進委員等と連携してニュースポーツやレクリエーション活動、マインドスポーツ※¹等を推進し、参加機会の提供や情報発信をします。 (県・町一期施策改正)

※1 マインドスポーツは、囲碁・将棋・チェス・ビリヤードといった主に頭脳を使った競技のことです。「e スポーツ」もマインドスポーツの一つと捉える動きが生まれています。



ノルディック・ウォーク教室



ペタンク大会

(4) 障害のある人の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
障害のある人が安全にできるスポーツの検討	・障害のある人が安全にスポーツを行うことができる環境を整備するため、スポーツ施設に対する障害のある人のニーズの把握に努めます。 (県施策)
障害のある人と障害のない人が共にスポーツ（パラスポーツ）活動ができる機会の提供	・障害のある人が身近な場所で障害のない人と共にスポーツを実施できるよう、障害者スポーツの体験や障害者スポーツ用具の整備・利用の促進を図ります。 (国3期施策改正)
関係機関との連携	・障害のある人のスポーツ活動を促進するため、社会福祉協議会などの関係機関や団体との連携を図ります。 (町一期施策)



2 基本方針2 町民が参画する地域スポーツの推進

スポーツには、「する」「みる」だけでなく「ささえる」という方法でも参加ができます。町民のスポーツ活動を支える多様なスポーツ人材を育成し、その活用を促進することで、地域におけるスポーツの振興と活性化及び町民がスポーツ活動に参画する環境を構築します。
(町六次総合計画)

(1) 地域スポーツ指導者等のスポーツ活動を支える人材の育成・活用

具体的取組	概要
スポーツ指導者を対象とした、指導者の資質向上研修やスポーツ事故等に関する最新の知見の研修	・スポーツを楽しむためには、指導者が専門性を高め、年代やレベルに応じた適切な指導ができ、選手の能力を引き出すことが必要です。そのために、指導者が常に最新の情報が得られるよう環境を整備し、指導者の資質向上を図ります。 (県施策改正)
町民参加型から主体的に参画するスポーツイベントの普及・振興	・スポーツコーディネーターの役割を担えるよう、スポーツ推進委員の資質向上を図り、町のスポーツイベントに参画し、スポーツの普及促進を図ります。 (県・町一期施策改正)
スポーツを支える人材（スポーツ指導者、ボランティア、応援者等）の育成	・幅広い町民が親しめるスポーツの指導者の育成を図ります。 ・マラソン大会や駅伝大会等の大会を支えるボランティアの育成を図ります。 (町一期施策改正)



函南町マラソン大会



函南町駅伝大会

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

具体的取組	概要
スポーツ・レクリエーション等身体活動の推進	・スポーツ・レクリエーションのための整備を行い、町民・民間が施設を利用しやすい環境づくりに努めます。 (町六次総合計画)
スポーツ活動団体・サークル等の活動支援	・中学校部活動の地域連携を踏まえ、受入団体の把握、児童生徒への参加の呼びかけや保護者への働きかけ、PR活動等を行い、参加の促進をします。 (町一期施策)

3 基本方針3 競技力向上に向けた人材の育成と環境整備

地元の選手が活躍する姿は、見る人の感動や興奮を喚起し、スポーツを始めるきっかけや、継続することにつながります。既存の体育施設をより効率的に活用し、魅力あるスポーツの推進や、トップアスリートを目指す人材の育成を目指します。

(町六次総合計画)

(1) スポーツ施設の整備と充実

具体的取組	概 要
既存スポーツ施設の整備・改善	・既存のスポーツ施設の利便を図るため、施設や用具の整備、充実に努めます。 (町一期施策)
施設の効率的・効果的な管理運営	・いつでも気軽に利用できるよう、施設利用者のニーズの把握に努め、利用条件の工夫改善を図り、施設の効率的・効果的な管理に努めます。 (町一期施策改正)

(2) 町域を超えたスポーツ活動への対応

具体的取組	概 要
連携によるスポーツ施設等の相互利用	・近隣自治体と連携を図り、各自自治体の枠を超えた施設利用を推進し、町民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。 (町一期施策)
広域レベルのスポーツ大会への参加支援	・全国大会や県市町対抗駅伝競走大会などの、広域レベルでの大会への町民の参加を支援するとともに、学校や企業と連携して函南運動公園を拠点施設とする活用の充実を目指します。 (町一期施策改正)



函南運動公園



函南町体育館



肥田簡易グラウンド



柏谷公園野球場

(3) スポーツにおける好循環の創出

具体的取組	概 要
優秀なスポーツ選手の育成支援	・ 町民のスポーツに取り組むモチベーションを高めるため、将来有望な選手の育成支援をします。 ・ 函南運動公園を拠点施設とする活用の充実に努めます。 (町一期施策改正)
「スポーツのまち函南」の発信	・ 平成 28 年に発した「スポーツのまち函南」宣言により、生涯を通してスポーツを愛し、健康でたくましい心と体をつくり、明るい豊かな郷土を築くため、町内外に「スポーツのまち函南」を発信します。(町一期施策改正)



体力・運動能力調査



函南少年野球クラブ町長表敬訪問



東京 2020 オリンピック競技大会聖火リレー



シットイングバレーボール



静岡県市町対抗駅伝競走大会

4 今後5年間の数値目標（アクションプラン）

	施 策	項 目	現状値 (R4)	目標値 (R10)
基本方針1	児童・生徒の運動・スポーツの振興	「新体力テスト」の記録が小3から中3全種目において県平均を上回る割合	小 65.6% 中 25.0%	小 75% 中 60%
	成人期の運動・スポーツの振興	成人の週1回以上スポーツ実施率	36.5%	50%
		高齢者（65歳以上）の週1回以上スポーツ実施率	新規 48.8%	60%
		ニュースポーツやパラスポーツの大会・教室等の開催数	新規	年 12 回
基本方針2	スポーツを支える人材（スポーツ指導者、ボランティア、応援者等）の育成	町内マラソン大会や駅伝大会等、町内の大会を支えるボランティアの数	新規	50 人
基本方針3	スポーツ・レクリエーション等身体活動の推進	町内体育施設の延べ利用者数	12.5 万人	40 万人
基本方針3	近隣自治体との連携によるスポーツ施設等の相互利用	近隣自治体と合同で開催したスポーツイベントの数	新規 0 回	年 1 回
	広域レベルのスポーツ大会への参加支援	函南運動公園で開催した広域レベルの大会の数	新規 11 大会	年 11 大会

※町の各種スポーツ関連情報は、函南町ホームページ、かなみ安心情報メール、町 SNS 等を積極的に活用し、情報発信に努めます。

資料編

- (1) 第二期函南町スポーツ推進計画策定の経過
- (2) 函南町スポーツ推進審議会に関する条例
- (3) スポーツ基本法

(1) 第二期函南町スポーツ推進計画策定の経過

年月日	内 容
令和4年 5月25日 13:30～ 文化センター 会議室	函南町スポーツ推進審議会 ・ 函南町体育施設の現況報告 ・ 後期計画アクションプランの進捗状況の説明 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画について
令和4年 8月 5日 13:30～ 文化センター 会議室	第1回函南町スポーツ推進審議会 ・ 委嘱状伝達 ・ 函南町体育施設の現況報告 ・ 後期計画アクションプランの進捗状況の説明 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画基本方針について
令和5年 2月20日	函南町スポーツ推進計画の評価及び関係事業の調査 ・ 関連する課に該当する事業の調査とその取り組みに対する評価
令和5年 3月23日 13:30～ 文化センター 会議室	第2回函南町スポーツ推進審議会 ・ 後期スポーツ推進計画の基本方針の見直しについて ・ スポーツに関する町民アンケートについて ・ 今後の流れについて
令和5年 5月15日～6月9日	「スポーツに関する町民アンケート」調査実施 ・ 調査対象者 町立中学校在学中の中学生（904人） 中学生を除く町内在住の15歳以上の男女1,100人 ・ 調査方法 配布方法：郵送配布 回収方法：LoGo フォームまたは、FAX、持参（60歳以上は郵送も可） 中学生は、学校でタブレット端末を使い回答 ・ 回収率：1,033人（51.5%）
令和5年 8月23日 13:10～ 役場 大会議室	総合教育会議 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（素案1）を提示

令和5年 9月25日 13:30～ 役場 中会議室	第1回函南町スポーツ推進審議会 ・ 諮問書の伝達 ・ 後期計画アクションプランの進捗状況の説明 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（素案1）について
令和5年10月23日 13:00～ 全員協議会室	文教厚生委員会に第二期函南町スポーツ推進計画（素案2）を報告
令和5年 11月1日～12月1日	パブリックコメント実施
令和6年 2月21日 13:30～ 教育委員会室	第2回函南町スポーツ推進審議会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（素案3）について ・ 答申案について
令和6年 2月26日 13:15～ 教育長室	答申
令和6年 2月28日 13:10～ 教育委員会室	定例教育委員会 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（最終案）を提示
令和6年 3月18日	企画会議 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（最終案）の承認
令和6年 3月22日 13:10～ 役場 大会議室	総合教育会議 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画の策定について報告

(2) 函南町スポーツ推進審議会に関する条例

昭和37年6月1日条例第11号

改正

平成12年3月7日条例第12号

平成23年12月14日条例第27号

函南町スポーツ推進審議会に関する条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、函南町におけるスポーツを推進するため、函南町スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、7人以内の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号の者のうちから町長の意見を聞いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は教育委員会事務局において処理する。

(細則)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月14日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) スポーツ基本法

スポーツ基本法

発令 ；平成23年6月24日 号外法律第78号

最終改正：平成30年6月20日 号外法律第57号

改正内容：平成30年6月20日 号外法律第56号〔令和 5 年 1 月 1 日〕

○スポーツ基本法

〔平成二十三年六月二十四日号外法律第七十八号〕

〔総理・総務・財務・文部科学・厚生労働・経済産業・国土交通大臣署名〕

〔昭和三十六年六月一六日法律第一四一号（スポーツ振興法）を全文改正〕

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、

二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教

育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポ

ーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）と、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）と、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）と、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二三年七月政令二三一号により、平成二三・八・二四から施行〕

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（放送大学学園法の一部改正）

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔平成二四年八月二二日法律第六七号抄〕

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二四年八月二二日法律第六七号〕

沿革

平成二五年一二月一三日号外法律第一一二号〔持続可能な社会保障制度の確立を図るための
改革の推進に関する法律附則三条による改正〕

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二～五 〔略〕

附 則〔平成二五年一二月一三日法律第一一二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二六年六月二〇日法律第七六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二條の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（政令への委任）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年五月二〇日法律第四七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成三〇年六月二〇日法律第五六号〕

（施行期日）

- 1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

- 2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成三〇年六月二〇日法律第五七号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

第二期函南町スポーツ推進計画

編集・発行 函南町教育委員会 生涯学習課

〒419-0122 静岡県田方郡函南町上沢 81 番地

電話 055-979-1733 FAX 055-979-1744